

東京都ギャンブル等依存症対策 推進計画



東京都

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け等	1
3	計画期間	2
第2章	都におけるギャンブル等依存症に関する状況等	3
1	ギャンブル等依存症について	3
2	「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」について	5
3	「ギャンブル等と健康に関する都民の意識調査」について	10
4	都内のギャンブル等に関する状況	12
5	都内のギャンブル等依存症に関する状況	14
第3章	都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等	20
1	ギャンブル等依存症対策の基本理念等	20
2	都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方	20
3	都におけるギャンブル等依存症対策の方向性	21
第4章	具体的な取組	23
1	予防教育・普及啓発	23
2	相談・治療・回復支援	26
3	依存症対策の基盤整備	32
4	関係事業者の取組	36
5	多重債務問題等への取組	43
第5章	推進体制と進行管理	50
	参考資料	51

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

- 競馬などの公営競技やぱちんこ等のギャンブル等を娯楽の一つとして楽しむ人がいる一方で、これらにのめり込むことにより、本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じさせるのみならず、多重債務や犯罪等の重大な社会問題を生じさせる場合があります。
- ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復等が十分可能であるにもかかわらず、本人や家族が病気に気が付きにくいことに加え、医療体制及び相談支援体制が広く整備されていなかったり、治療を行っている医療機関や相談支援機関、自助グループ等の支援に関する情報を得にくかったりするなどの理由により、ギャンブル等依存症である方等が必要な治療及び支援を受けられていない現状があります。
- 平成30年10月、国は「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的とした「ギャンブル等依存症対策基本法」（平成30年法律第74号。以下「基本法」という。）を施行し、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念や、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務を示すとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めました。さらに平成31年4月には、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。
- 基本法第13条では、都道府県は、基本計画を基本とするとともに、都道府県の実情に即した「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定するよう努めなければならないとされています。
- このような状況を踏まえ、東京都（以下「都」という。）では、都におけるギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

2 計画の位置付け等

- 基本法第13条に基づく「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」として策定します。
- 基本法第2条では、ギャンブル等については「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）」とされています。そのため、本計画では、都内の公営競技（競馬・競輪・モーターボート競走）及びぱちんこを関係事業者としています。

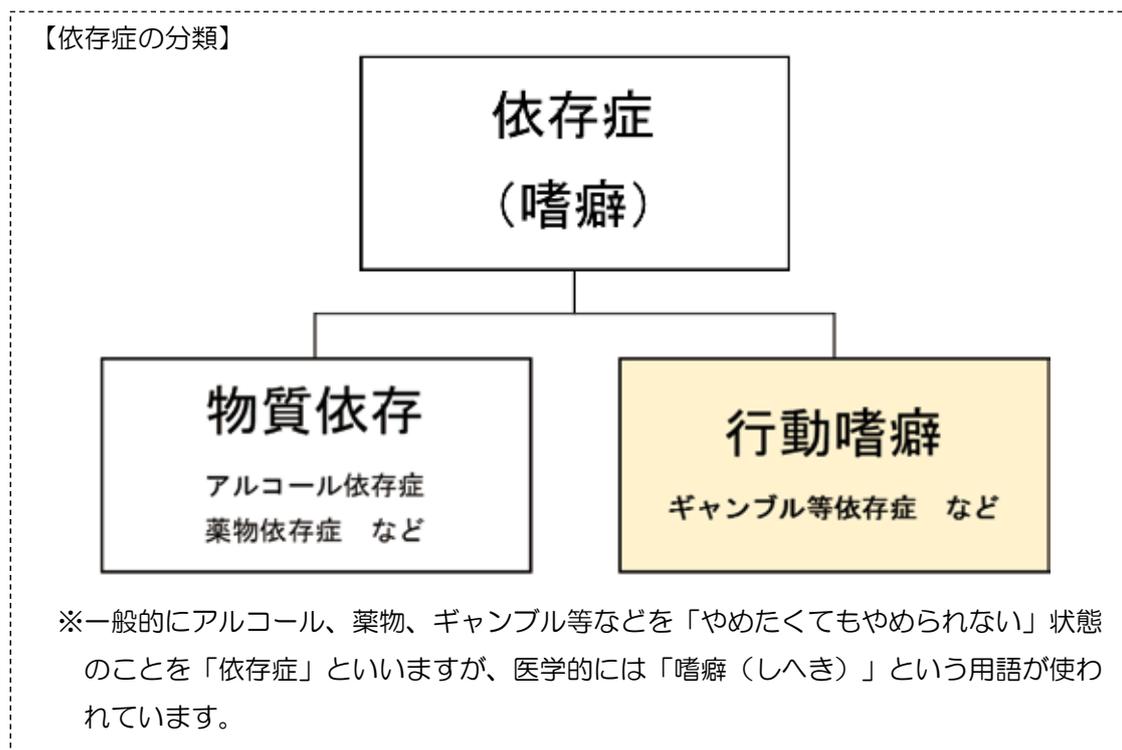
3 計画期間

- 本計画は、令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3か年を計画期間とします。

第2章 都におけるギャンブル等依存症に関する状況等

1 ギャンブル等依存症について

- 依存症とは特定の何かに心を奪われ、やめたくてもやめられない状態になることです。
- 依存症には、アルコールや薬物等に関連する物質依存と、ギャンブル等の行動や習慣に関連する行動嗜癖があります。



- ギャンブル等は、興味・関心から始まりますが、のめり込むかどうかは、「心理的な要因（ストレスなど）」や「環境的な要因（簡単にアクセスできる、いつでも、どこでもできる）」などが関わると言われており、ギャンブルをする人は誰でもギャンブル等依存症になる可能性があります。
- ギャンブル等依存症の症状としては、ギャンブル等での負けを別の日に取り返そうとしたり、苦痛の気分の時にギャンブル等をしたり、ギャンブル等へののめり込みを隠すために嘘をつくことなどが挙げられます。
- その結果として、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題や違法行為を働いたことによる刑罰、仕事能率の低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺などの深刻な問題に至ることがあります。
- ギャンブル等依存症から回復するためには、自分にとっての引き金、考え方の癖、行動の連鎖に気付き、意識的に対処するスキルを身に付ける認知行動療法と

呼ばれる治療プログラムや、同じ問題を抱える人やその家族などが自主的に集まり、似たような立場や経験を持つ多くの仲間と出会い、交流しながら助け合う自助グループのミーティングなどが有効とされています。

- ギャンブル等依存症に関しては、基本法第2条では「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されているほか、医療の現場では、世界保健機構（WHO）が定める国際疾病分類（ICD）では「病的賭博」、アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM）では「ギャンブル障害」として、それぞれ基準が示され、疾病分類や診断が行われています。
- ギャンブル等依存症対策においては、医学的な側面に限らず、社会的な側面にも着目して支援を必要とする人たちに対して対策が取られるようにする必要があります。

（参考）ICD-10：病的賭博

持続的に繰り返される賭博であり、それは貧困になる、家族関係が損なわれる、そして個人的生活が崩壊するなどの、不利な社会的結果を招くにもかかわらず、持続し、しばしば増強する。

※ICD-10 精神及び行動の障害 臨床記述と診断ガイドライン新訂版より

（参考）DSM-5：ギャンブル障害

- ①興奮を得たいがために、賭け金の額を増やして賭博をする要求
- ②賭博をするのを中断したり、または中止したりすると落ち着かなくなる、またはいらだつ
- ③賭博をするのを制限する、減らす、または中止するなどの努力を繰り返し成功しなかったことがある
- ④しばしば賭博に心を奪われている
- ⑤苦痛の気分の時に、賭博をすることが多い
- ⑥賭博で金をすった後、別の日にそれを取り戻しに帰ってくる人が多い
- ⑦賭博へののめり込みを隠すために嘘をつく
- ⑧賭博のために、重要な人間関係、仕事、教育、または職業上の機会を危険にさらし、または失ったことがある
- ⑨賭博によって引き起こされた絶望的な経済状況を免れるために、他人に金を出してくれるよう頼む

※アメリカ精神医学会の精神疾患の診断基準（DSM-5）より

2 「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」について

- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが基本計画に基づき令和3年8月に公表した実態調査では、調査対象のうち「過去1年間にギャンブル経験がある者」にSOGS（※）を実施しており、得点5点以上の回答者を「ギャンブル等依存症が疑われる者」としています。その結果、過去1年におけるギャンブル等依存が疑われる者の割合は全体の約2%とされています。

【年齢調整後のSOGS得点分布】

区分		男性	女性	男女合計
SOGS5点未満 （「過去1年間のギャンブル経験なし」を含む）	人数	3,842人	3,967人	7,809人
	割合	96.3%	99.3%	97.9%
SOGS5点以上 （ギャンブル等依存が疑われる者）	人数	149.3人	26.2人	175.6人
	割合	3.7%	0.7%	2.2%
全体	合計	3,991人	3,994人	7,985人

（※）SOGS（South Oaks Gambling Screen）

アメリカのサウスオクス財団が開発した病的ギャンブラーを検出するための自記式スクリーニングテスト。ギャンブル障害に関する国内外疫学調査で数多く採用されている。得点範囲は0点～20点で、本調査は合計5点以上の者が「ギャンブル等依存が疑われる者」とされている。

（上記の表は、全人口における年齢構成と、本調査の回答者における年齢構成の差異の影響を取り除くため、令和元年10月1日現在人口を基準人口として補正し、年齢調整後の割合を算出している。）

（松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海: 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より）

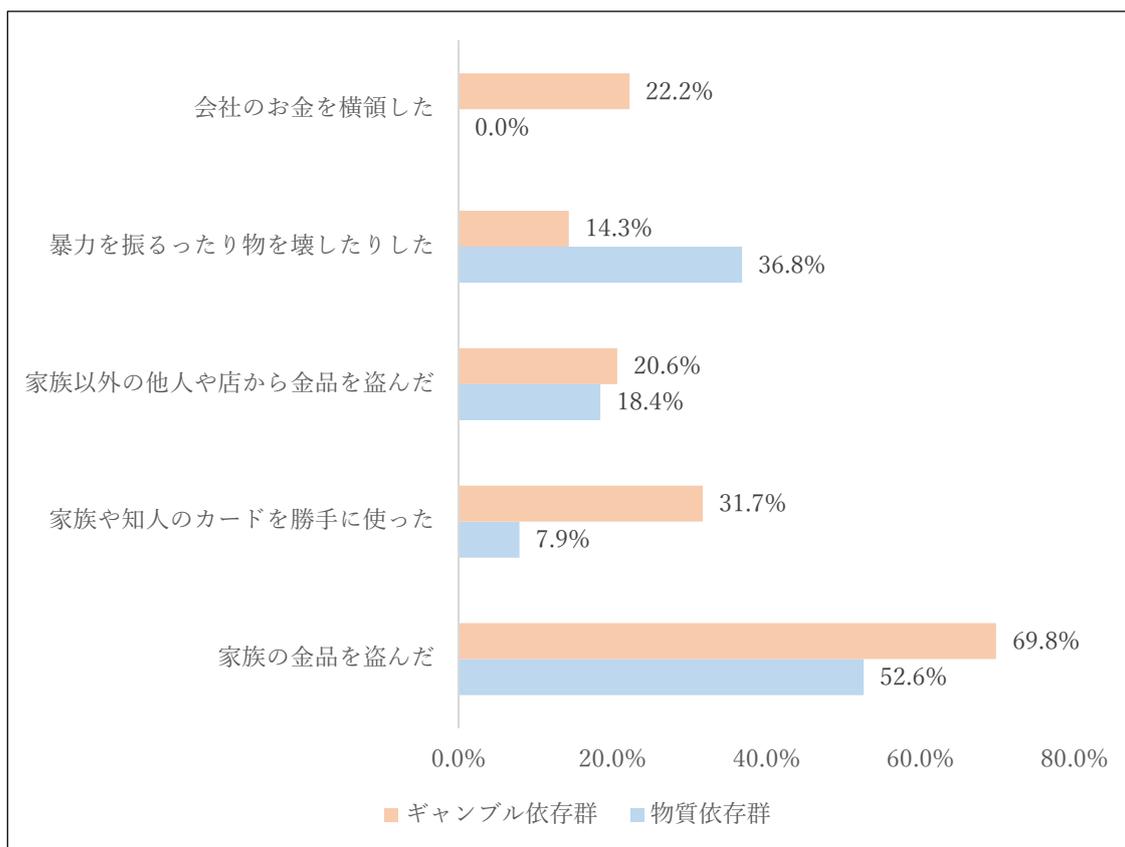
【ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究2016～2018年度】

国立研究開発法人日本医療研究開発機構における障害者対策総合研究開発事業「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究2016～2018年度」では、「ギャンブル等依存が疑われる者」の推計値は以下のとおりとされています。

- 過去1年間：0.8%（約70万人）
- 生涯経験：3.6%（約320万人）

- また、ギャンブル等依存症は、多重債務や貧困、虐待、犯罪、自殺等の問題とも関連することが示されています。
- そのため、ギャンブル等依存症に関連する分野の相談機関では、半数以上の相談機関が相談内容の背景にギャンブル等の問題が関与していると思われる相談事例の経験があると回答しています。

【依存問題と触法行為を含む問題行為】



※公的相談機関へ来訪した当事者を対象

ギャンブル依存群 (n=63)、物質依存群 (n=38) を抜粋

(松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より)

【ギャンブル等依存と希死念慮又は自殺企図との関連】

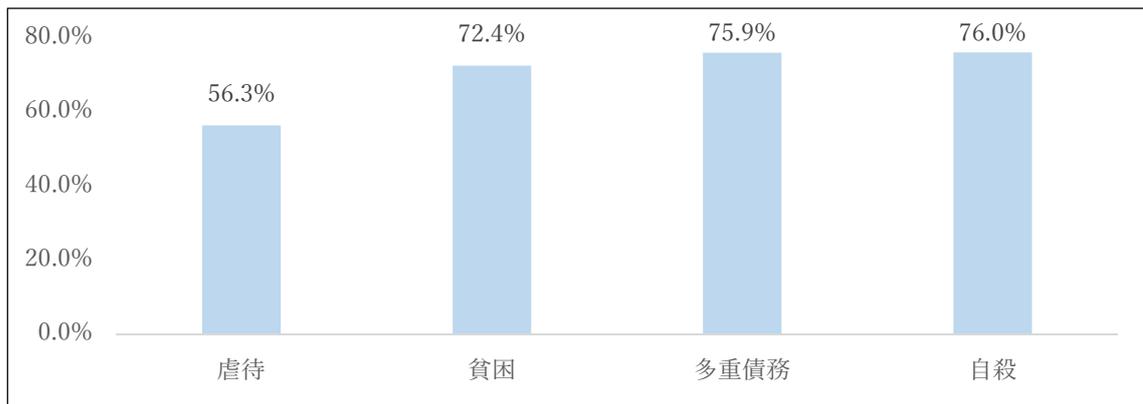
区分		希死念慮			自殺企図		
		あり	なし	全体	あり	なし	全体
SOGS 得点	5点未満	1,600人 (22.2%)	5,606人 (77.8%)	7,206人 (100.0%)	208人 (2.8%)	7,352人 (97.2%)	7,560人 (100.0%)
	5点以上	63人 (39.9%)	95人 (60.1%)	158人 (100.0%)	9人 (5.6%)	152人 (94.4%)	161人 (100.0%)
	全体	1,663人 (22.6%)	5,701人 (77.4%)	7,364人 (100.0%)	217人 (2.8%)	7,504人 (97.2%)	7,721人 (100.0%)

※上記のSOGSを回答したもののうち、「自殺したいと考えたことがある」「これまでに自殺未遂をしたことがある」と回答した者の割合(無回答等を除く)

(松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より)

【ギャンブル問題が関与する相談の対応経験（関連問題の分野別）】



※以下の施設のうち、経験ありと回答した割合

虐待 32 施設（児童相談所、市区町村の保健センター）

貧困 29 施設（福祉事務所）

多重債務 29 施設（消費生活センター、司法書士総合相談センター）

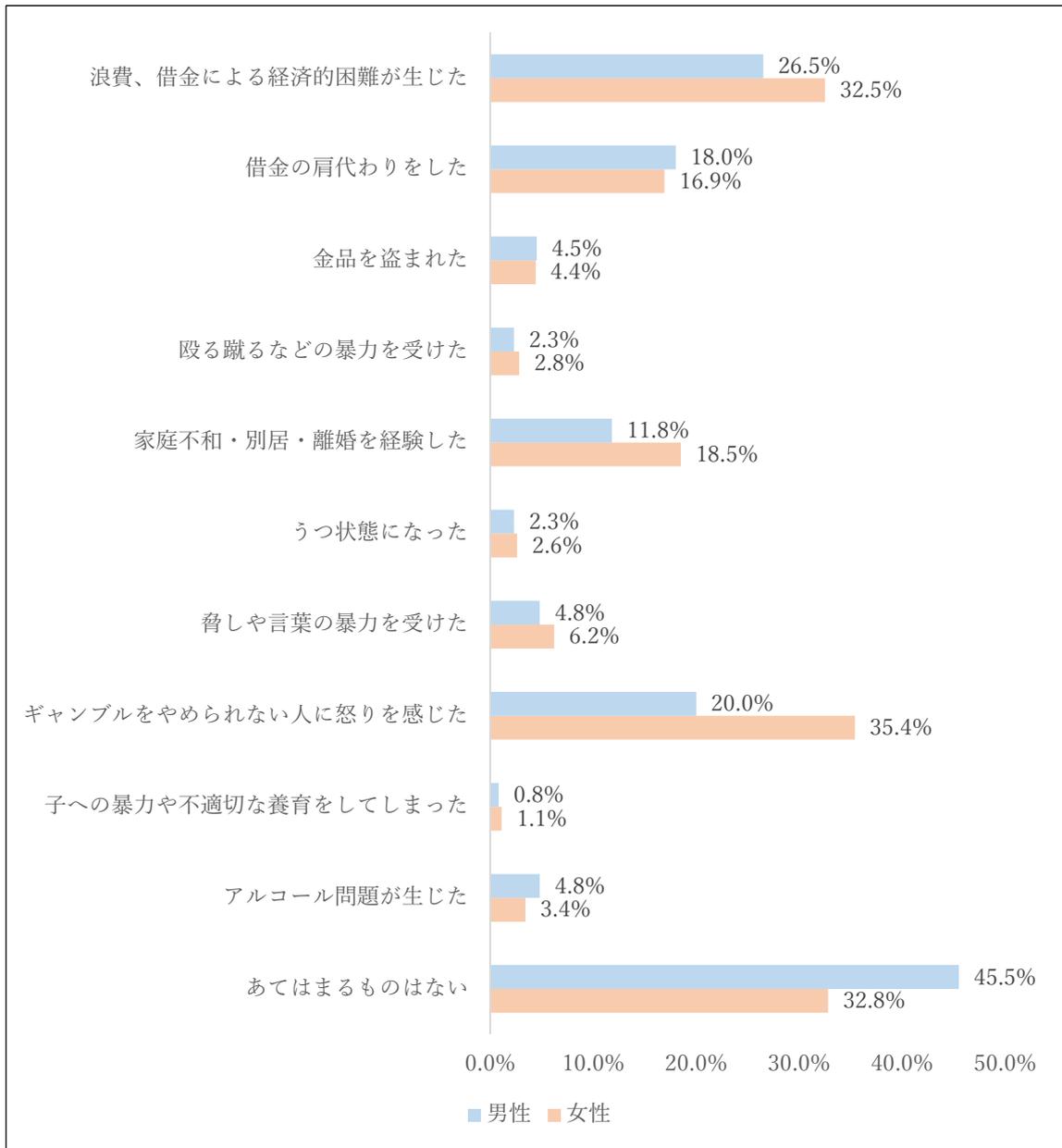
自殺 75 施設（社会的包摂サポートセンター、日本いのちの電話連盟、自殺対策推進センター、保健所）

（松下幸生，新田千枝，遠山朋海；令和 2 年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」，2021 年より）

- また、ギャンブル等依存症は、本人の問題だけではなく、家族などの周囲の人にも影響を与えることがあります。

【家族や重要な他者のギャンブル問題から受けた影響】



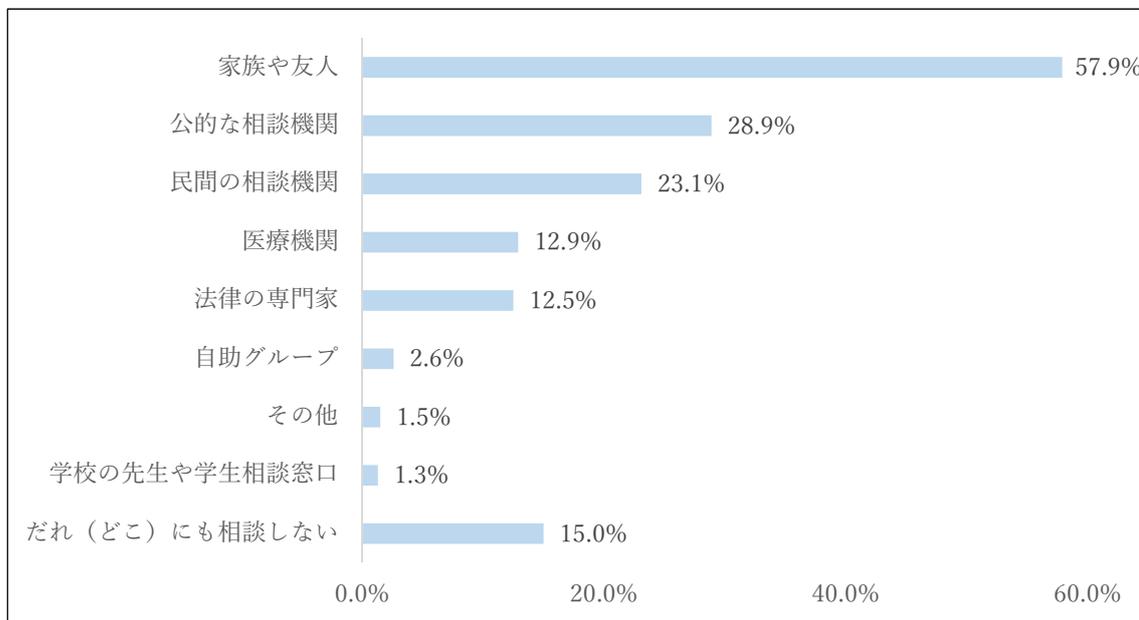
※男性 (n=400), 女性 (n=745)

(松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より)

- 自分自身や家族、友人などのギャンブルの問題が顕在化した場合の相談先は、「家族や友人」が一番多く、次に公的な相談機関となっており、「だれ（どこ）にも相談しない」という回答も一定数あります。

【自分自身や家族、重要な他者のギャンブル問題と相談先】



※全体（n=7,917）

（松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より）

- 関係事業者等が行うギャンブル等依存症対策を「知っている」と回答した方の割合は、SOGS5点未満の方よりも、SOGS5点以上の方が高い傾向にありますが、全体では、9割以上の方が関係事業者が行うギャンブル等依存症対策を知らないという結果になっています。

【ギャンブル等依存症対策等を「知っている」と回答した者の割合】

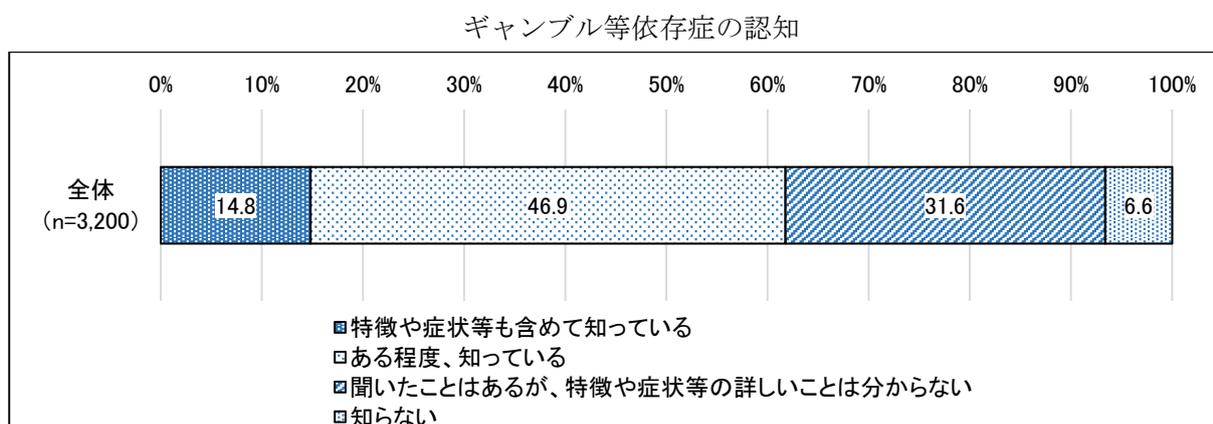
区分	本人や家族の申請により、パチンコ・パチスロ店への入店が制限される仕組み	本人や家族の申請により、競馬・競輪・競艇・オートレースの入場が制限される仕組み	本人が申請することにより、金融機関からの貸付が受けられなくなる仕組み
SOGS5点未満	543 (7.1%) 【有効回答数 7,607】	425 (5.6%) 【有効回答数 7,583】	832 (10.9%) 【有効回答数 7,599】
SOGS5点以上	41 (25.0%) 【有効回答数 164】	26 (16.0%) 【有効回答数 163】	32 (19.6%) 【有効回答数 163】
全体	7,771	7,746	7,762

（松下幸生, 新田千枝, 遠山朋海; 令和2年度 依存症に関する調査研究事業

「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」, 2021年より）

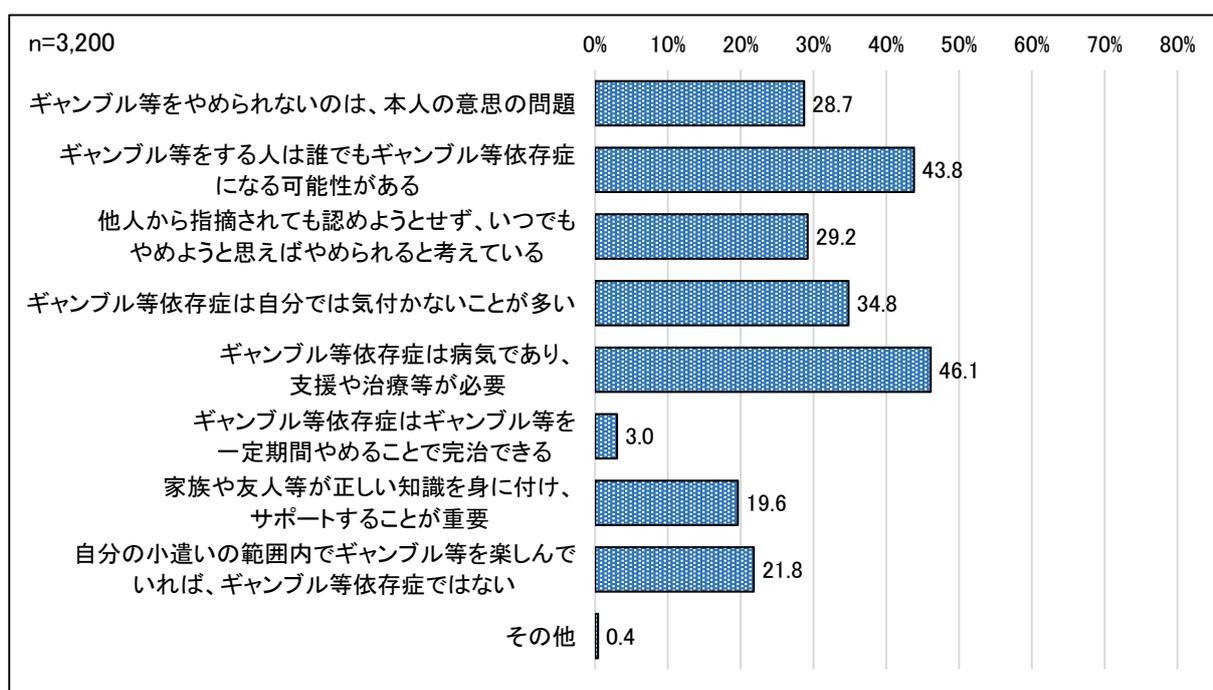
3 「ギャンブル等と健康に関する都民の意識調査」について

- 東京都が本計画の策定にあたり令和4年に実施した意識調査では、ギャンブル等依存症について、「特徴や症状等も含めて知っている」が14.8%、「ある程度、知っている」が46.9%、「聞いたことはあるが、特徴や症状等の詳しいことは分からない」が31.6%、「知らない」が6.6%という結果でした。



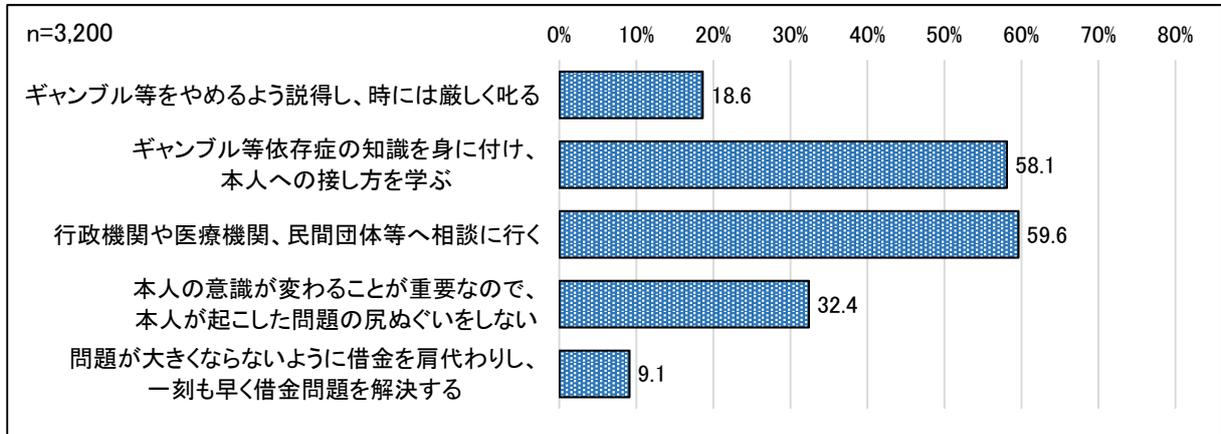
- また、ギャンブル等依存症と聞いて知っていることや思い浮かぶこととしては、「ギャンブル等依存症は病気であり、支援や治療等が必要」が46.1%と最も高く、その他の望ましい回答の割合も比較的多い一方で、「ギャンブル等を止められないのは本人の意思の問題」という回答も一定数あります。

知っていること・思い浮かぶこと (複数回答/3つまで)



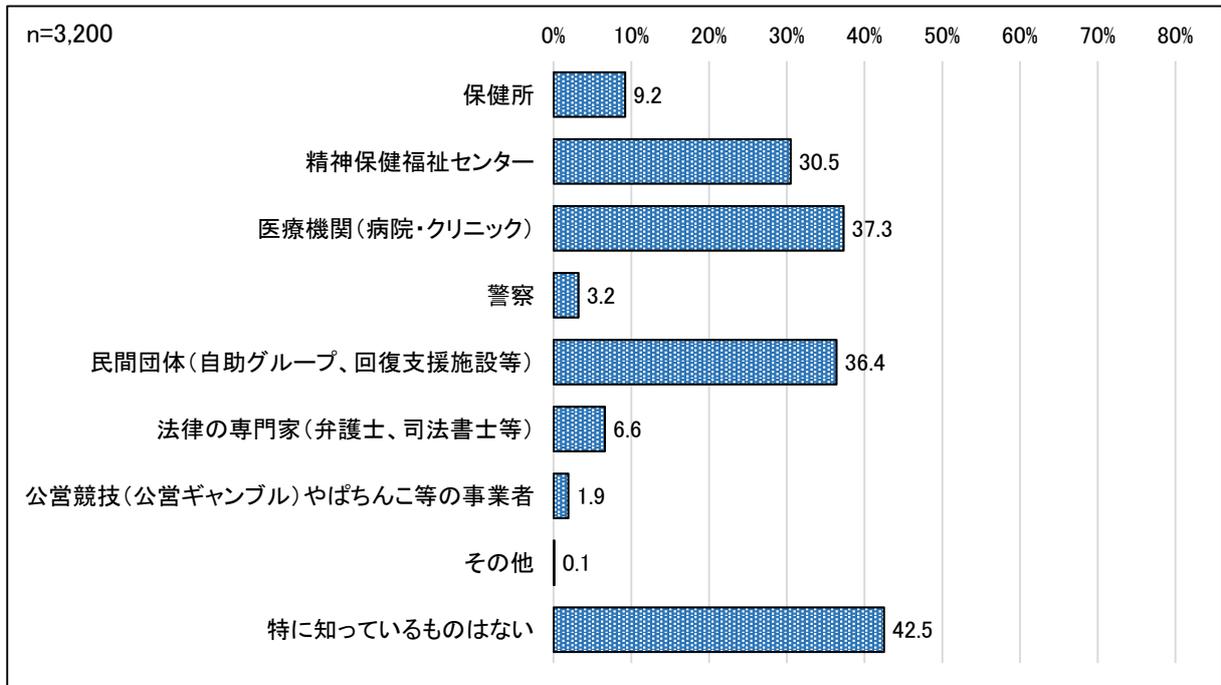
- 家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合、良いと思う対応は、「行政機関や医療機関、民間団体等へ相談に行く」が59.6%と最も高く、次いで「ギャンブル等依存症の知識を身に付け、本人への接し方を学ぶ」が58.1%でした。

家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合の対応 (複数回答)



- ギャンブル等依存症の支援や治療等を行う機関として知っているものは、「医療機関(病院・クリニック)」が37.3%と最も高く、次いで「民間団体(自助グループ、回復支援施設等)」が36.4%、「精神保健福祉センター」が30.5%でした。ある程度認識がされている一方で、「特に知っているものはない」が42.5%と最も割合が高い結果となりました。

知っている支援機関・治療機関 (複数回答/3つまで)



4 都内のギャンブル等に関する状況

(1) 都内にある公営競技の状況

○ 都内には以下のとおり、それぞれ2か所の競馬場と競輪場が、また3か所の競艇場があります。

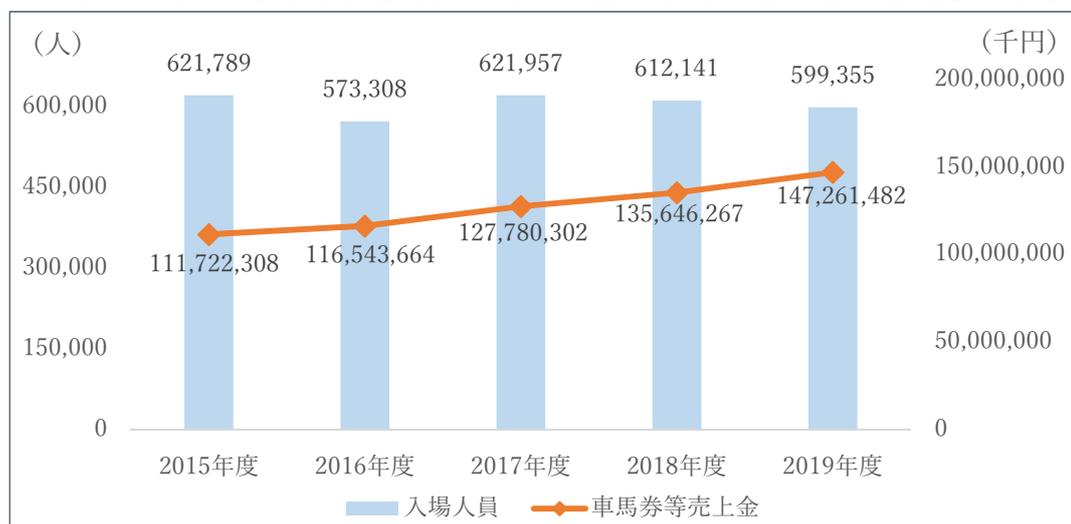
ア 都内にある公営競技場

区分	競技場名	競技施行者
競馬	大井競馬場	特別区競馬組合
	東京競馬場	JRA日本中央競馬会
競輪	京王閣競輪場	東京都十一市競輪事業組合
	立川競輪場	立川市
モーターボート 競走	江戸川競艇場	東京都六市競艇事業組合 東京都三市収益事業組合
	平和島競艇場	府中市
	多摩川競艇場	青梅市 東京都四市競艇事業組合

イ 入場人員・車馬券等売上げの推移

【競馬（特別区競馬組合）】

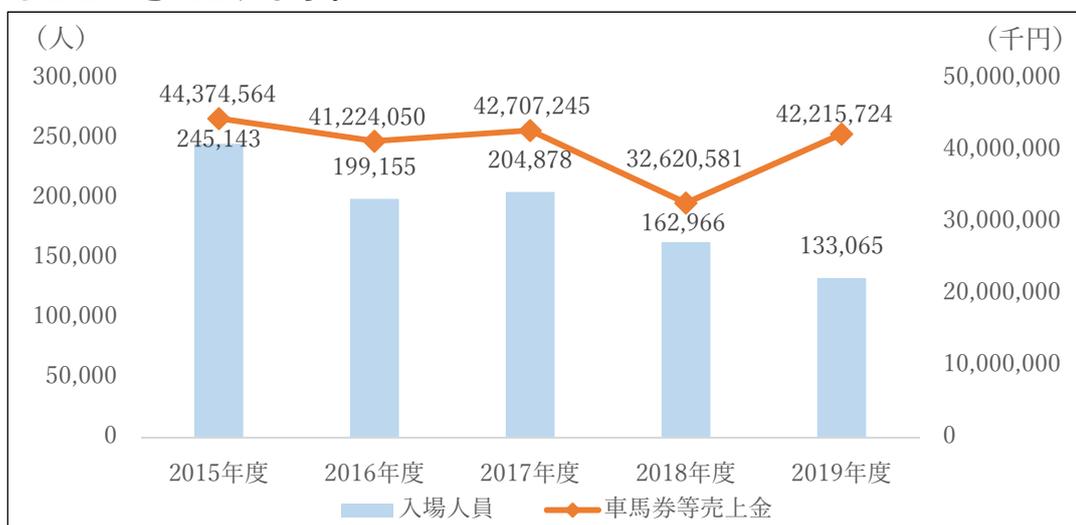
○ 特別区競馬組合における入場人員はおおむね横ばいですが、馬券等の売上げは増加傾向にあります。馬券等の売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した馬券の購入が普及していることが考えられます。



(地方財政状況調査より)

【競輪】

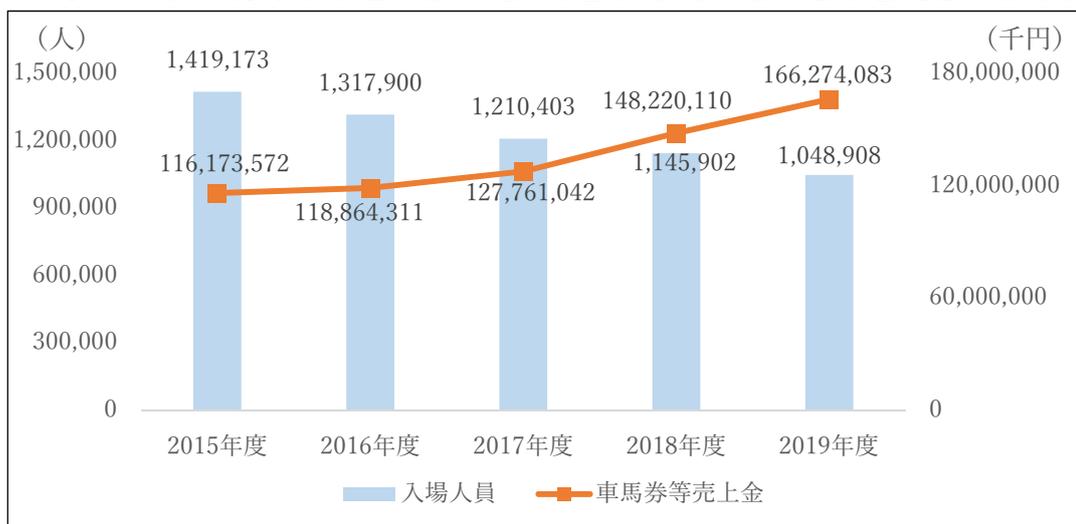
- 都内における競輪の入場人員は減少傾向ですが、車券等の売上げはおおむね400億円台で推移しています。車券等の売上げがおおむね横ばいで推移している要因の一つには、インターネットを利用した車券の購入が普及していることが考えられます。



※入場人員・車馬券等売上金は都内2競技施行者合計
(地方財政状況調査より)

【モーターボート競走】

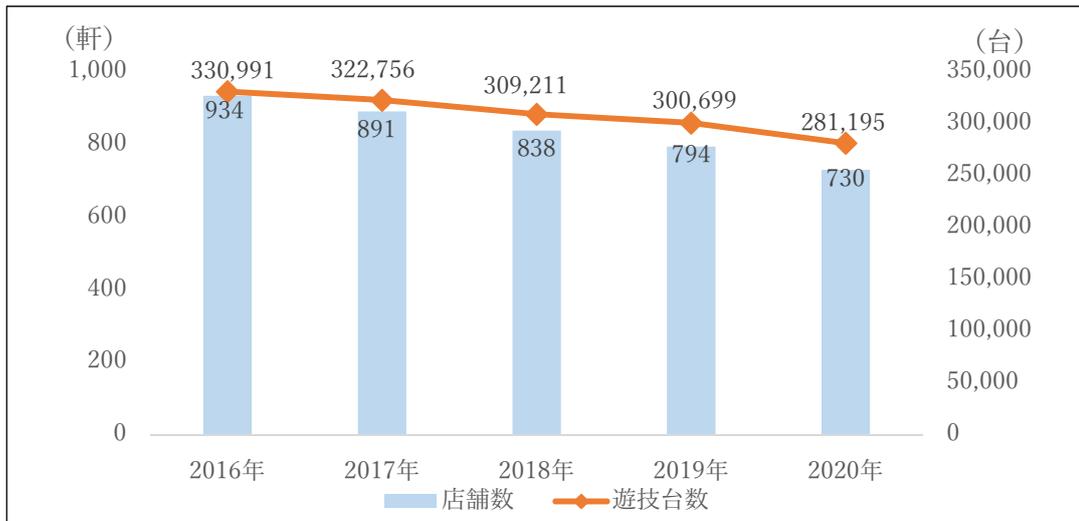
- 都内におけるモーターボート競走の入場人員は減少傾向ですが、舟券等の売上げは増加傾向にあります。舟券等の売上げが増加している要因の一つには、インターネットを利用した舟券の購入が普及していることが考えられます。



※入場人員・車馬券等売上金は都内5競技施行者合計
(地方財政状況調査より)

(2) 都内にある遊技場店舗数等の状況

- 都内における遊技場の店舗数、遊技台数ともに減少傾向にあります。



(全日本遊技事業協同組合連合会ホームページより)

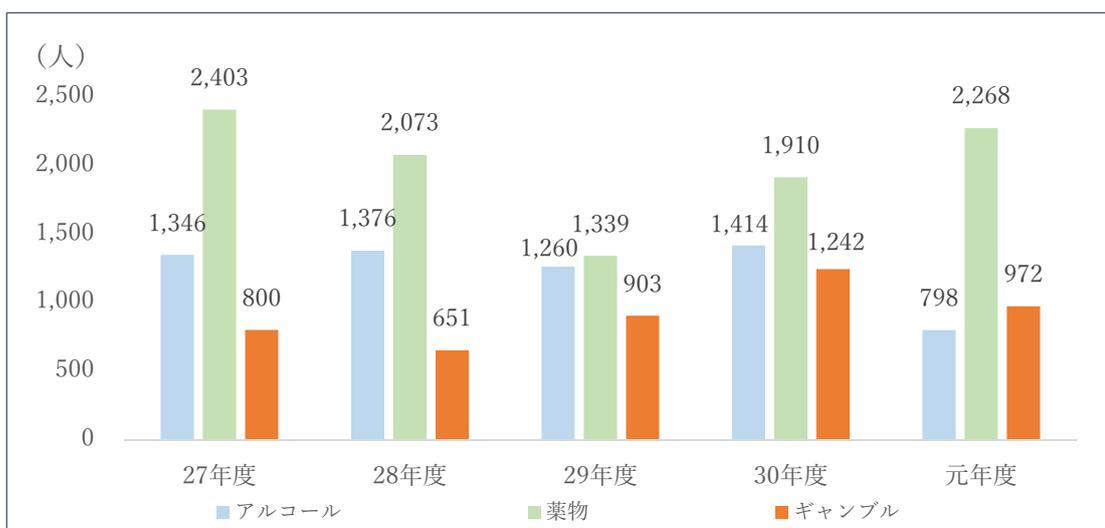
5 都内のギャンブル等依存症に関する状況

(1) 相談等の状況

ア 精神保健福祉センターにおける相談件数の状況

- 都内3か所の精神保健福祉センターにおける相談状況は年度により増減はありますが、平成27年度時点と比較すると、ギャンブル等依存症に関する相談実績はおおむね増加傾向にあることが分かります。

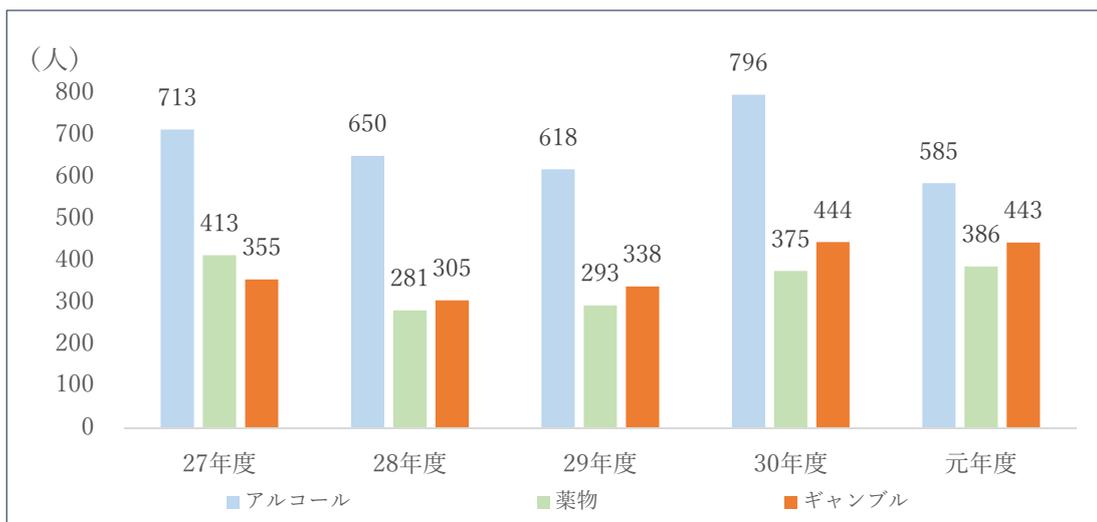
【精神保健福祉センターにおける相談状況】



※面接相談等

(衛生行政報告例より)

【精神保健福祉センターにおける相談状況（電話相談）】

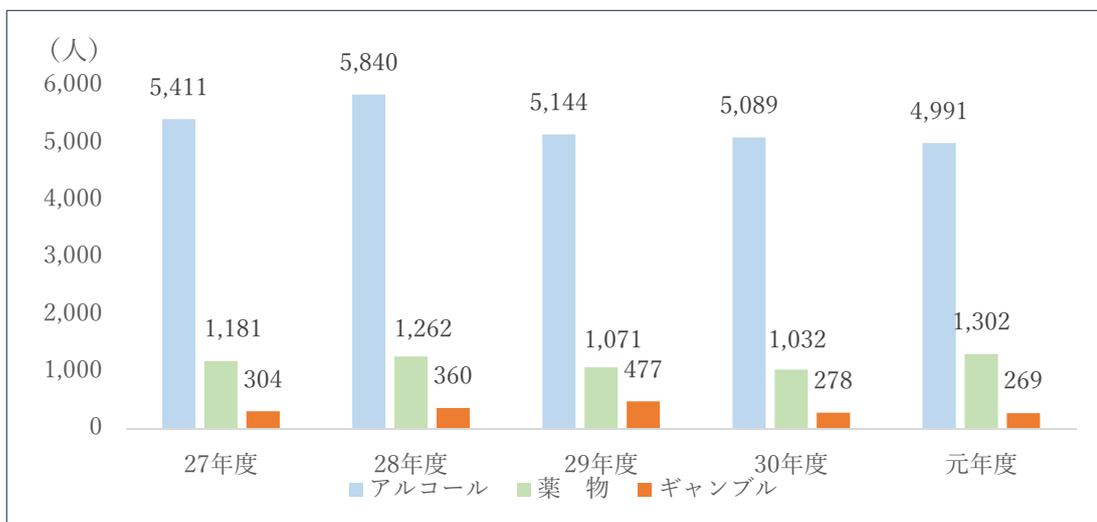


（衛生行政報告例より）

イ 保健所及び区市町村における相談件数の状況

- 都内の保健所及び区市町村におけるギャンブル等依存症に関する相談状況は、おおむね横ばいとなっています。

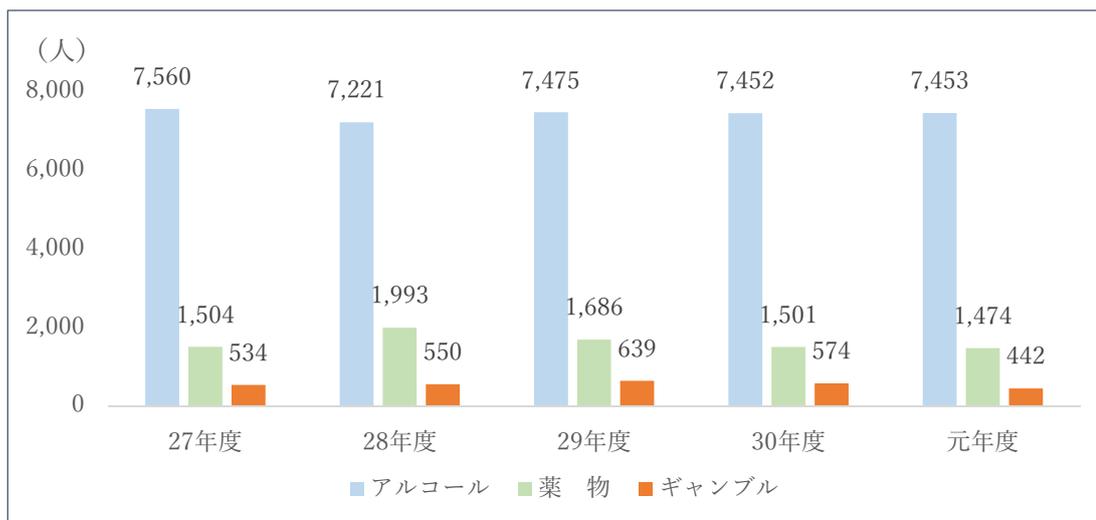
【保健所及び区市町村における相談状況】



※面接相談等

（地域保健・健康増進事業報告より）

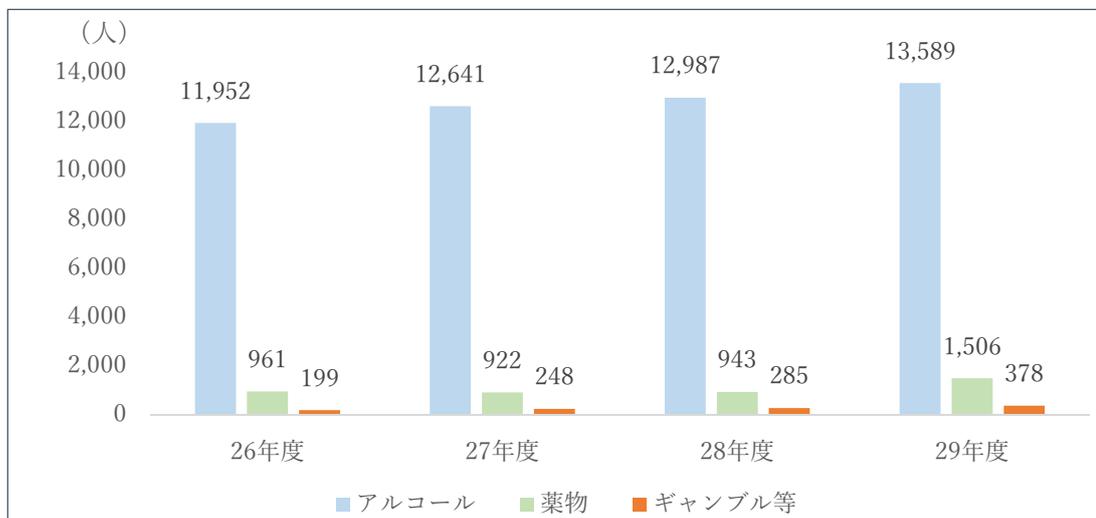
【保健所及び区市町村における相談状況（電話相談）】



(地域保健・健康増進事業報告より)

ウ 依存症の外来患者数（年1回以上）の推移

- 都における依存症の外来を受診した患者数（年1回以上）は、アルコール、薬物、ギャンブル等の順となっています。
- 全体として患者数は増加傾向にあり、ギャンブル等依存症の患者数も増加傾向にあることが分かります。



(精神保健福祉資料 (NDB) より)

(2) 支援に関わる関係機関等

ア 依存症を含む精神保健福祉に関する相談機関

- 都内3か所にある精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者福祉に関する相談及び指導のうち、複雑又は困難なものを行う都が設置する相談機関です。また、精神保健福祉に関する技術的中核機関として、保健所や区市町村などの関係機関に対し、技術援助や人材育成なども実施します。

- 都では、平成31年4月より、精神保健福祉センターを都における依存症相談拠点と定め、主に以下の取組を行っています。

【依存症相談拠点の主な取組】

- ・専門の相談員による本人や家族等を対象とした相談
- ・地域の関係機関の職員等を対象とした研修
- ・ホームページやリーフレット、フォーラム等を通じたギャンブル等依存症に関する情報発信
- ・依存症者本人を対象とした認知行動療法に基づいた回復支援プログラム
- ・依存症者の家族を対象とした家族講座
- ・地域の関係機関等による連携会議 など

- 保健所は地域住民の健康の保持増進の支援等を行う行政機関であり、精神保健福祉に関する相談も行っています。

都内では、都、特別区又は保健所政令市（八王子市、町田市）が設置しています。

- 市町村は、保健所の協力と連携の下で、その地域の実情に応じて保健所に準じてその業務を行います。

イ 民間団体

- ギャンブル等依存症の方やその家族等がギャンブル等をしない生活を持続けることや、回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、自助グループや相談支援等を行う民間団体（以下「民間団体」という。）とつながることも重要です。

【自助グループ（本人・家族等）】

同じ問題を抱える本人や、その家族などが自主的にミーティング等を行い、体験談や情報、知識等を分かち合うことで、問題への気付き、希望や問題解決のヒントを得られます。また、12ステップの回復プログラムに基づくミーティングを行い、回復を目指すグループもあります。

【回復支援施設】

ギャンブル等に依存しない生活を送るため、回復プログラムの提供や自助グループへ通う習慣付け、社会復帰に向けた生活訓練などを行います。

【相談支援等を行う民間団体】

ギャンブル等依存症の方やその家族等の相談を受け、必要な情報や支援を提供するほか、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の啓発、支援者同士の連携作りなどを行います。

- 都内では、当事者や家族の自助グループなどをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会の開催、情報提供、ミーティングの開催など、ギャンブル等依存症の回復において重要な活動を行っています。

ウ 医療機関

- 依存症の背景には発達障害など他の精神疾患が存在することがあります。また、依存症が原因になり本人及びその家族の日常生活や社会生活に支障を生じた結果、うつ病などの他の精神疾患に罹患することもあります。
- 医療機関では、依存症そのものの診断や治療を行うほか、依存症の背景にある発達障害や依存症を原因としたうつ病などの他の精神疾患に対する治療を行います。
- また、依存症に関する医療提供体制を充実させるため、都では依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を行っています。依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の役割は以下のとおりです。

【専門医療機関の役割】

専門医療機関は、依存症の方が地域で適切な医療を受けられるようにするため、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行う医療機関です。

【治療拠点機関の役割】

専門医療機関であることに加え、依存症に関する情報発信や医療機関を対象とした研修等を実施する地域の拠点です。

エ その他の関係機関

- ギャンブル等依存症を主訴として相談機関や医療機関などに支援を求める方の背景には、多重債務や貧困、虐待、犯罪、自殺等の様々な問題が密接に関連することがあります。そのため、その背景にある問題も含めて整理を行うことが必要です。
また、その逆に多重債務、貧困、虐待、自殺などの問題を主訴として、それぞれの機関に支援を求める方の背景にギャンブル等依存症の問題がある

場合もあります。

- このため、多重債務、貧困、虐待、自殺などの分野（以下「ギャンブル等依存症関連分野」という。）の関係機関においては、各分野の相談支援等を行うとともに、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、相談内容も踏まえながら、必要な支援につなぎます。

第3章 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性等

1 ギャンブル等依存症対策の基本理念等

○ 基本法及び基本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本理念等は、以下のとおりとされています。

① ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援

ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を営むことができるように支援すること。

② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

③ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

2 都におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方

○ 依存症は否認の病気とも言われています。本人が病気と認識することは難しく、家族もギャンブル等依存症を病気とは気付かずに借金の肩代わりなどをすることで、問題が大きくなります。国の調査によると、ギャンブル等依存症が疑われる人は多くいることが伺えますが、治療や支援につながっているのは、そのうちの一部であると考えられます。

また、ギャンブル等依存症は金銭問題をはじめ、日常生活や社会生活に影響を与え、犯罪や二次的な精神疾患を引き起こすこともあります。

○ これらの状況を改善させるためには、まずはじめにギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ることが重要です。

また、相談機関や医療機関をはじめ、本人や家族に関わる関係機関が連携するとともに、関係事業者も一体となって、包括的に支援や治療を行うことが重要です。

視点1 ギャンブル等依存症の正しい知識の普及と予防・発症・再発防止の段階に応じた支援と治療

視点2 金銭問題をはじめ、本人や家族に関わる関係機関や関係事業者など多様な主体が連携した包括的な支援

○ このため、基本法及び基本計画における基本理念等の実現に向けた、本計画におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(1) 重層的かつ多段階的な取組の推進

○ ギャンブル等依存症対策は、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる必要があるため、重層的かつ多段階的な取組を推進していくことが重要です。

○ 本計画では、教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、関係事業者が行うギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝その他の事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進します。

(2) 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

○ ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することから、医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的にギャンブル等依存症対策に関連する取組を進めていくことが重要です。

○ 本計画では、これらの連携協力体制の整備を図るために必要な対策を推進していきます。

(3) PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

○ 本計画に定める対策については、進捗状況を把握し、その対策の効果や国が行う実態調査の結果等を踏まえて、必要な見直しを不断に行います。

○ 対策の実施に当たっては、「東京都アルコール健康障害対策推進計画」や「東京都保健医療計画」、「東京都健康推進プラン21」、「東京都薬物乱用対策推進計画」等との整合性を図ります。

3 都におけるギャンブル等依存症対策の方向性

○ 上記の基本的な考え方を受けて、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に対処するため、「①予防教育・普及啓発」、「②相談・治療・回復支援」、「③依存症対策の基盤整備」、「④関係事業者の取組」、「⑤多重債務問題等への取組」の5つ

の取組を推進します。

①予防教育・普及啓発

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。

②相談・治療・回復支援

- 進行や再発を予防するためには、早期発見、早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等を行い、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報を発信するとともに、地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

③依存症対策の基盤整備

- 本人や家族等に対する段階に応じた包括的な支援を実施するために、人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進します。

④関係事業者の取組

- 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

⑤多重債務問題等への取組

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

- 5つの取組の実施に当たっては、本人や家族等が必要とする適切な支援等となるように配慮します。

第4章 具体的な取組

1 予防教育・普及啓発

対策の方向性

- 都民が正しい知識を身に付け、理解を深めることで、ギャンブル等依存症の発症を予防し、また、発症が疑われる場合に本人や家族等がギャンブル等依存症であることに気付き、適切な支援につながるようするため、教育や普及啓発の取組を推進します。

(1) 予防教育

<現状>

- 平成30年3月公示の高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患が取り上げられました。また、平成30年7月公表の同学習指導要領解説においては、ギャンブル等依存症も含めた依存症も精神疾患の一つに含まれることが示されており、令和4年度の入学生より年次進行で保健体育科の中で取り上げることとしています。
- 文部科学省ではギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的とした高等学校の教師用指導参考資料として、『ギャンブル等依存症』などを予防するために、高等学校の生徒向け啓発資料として「行動嗜癖を知っていますか？ ギャンブル等にのめり込まないために」を作成しています。
- 消費者庁ではギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料として、『のめり込み』にはくれぐれもご注意を」を作成し、周知を行っています。

<課題>

- 学校教育において生徒の指導に当たる教員がギャンブル等依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることが必要です。
- また、青少年等に対してギャンブル等依存症に関する情報を発信していくことも必要です。

<今後の取組>

- 教職員等を対象とした研修会等を通じて、高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等を含む精神疾患について、教師用指導参考資料も必要に応じて活用しながら、適切に指導を行える教員を養成します。
- 学校教育の機会等を通じて、ギャンブル等依存症を含む行動嗜癖を生み出す要因や行動嗜癖によって生じる問題点、生徒自らの生活の振り返りなどを内容

とする啓発用資料等も活用しながら、予防教育や情報発信の取組を進めていきます。

(2) 普及啓発

<現状>

- 都民が依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることで、依存症の方やその家族がギャンブル等依存症であることに気づき、適切な支援に結び付くことが重要です。

このため、精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症の回復に必要なことや、その家族へのアドバイス等を記載したリーフレットを配布したり、都民向けフォーラムを開催したりするなど、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行っています。

- 消費者庁では、ギャンブル等依存症を放置することにより、借金の問題なども深刻になっていくことが懸念されることから「ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ」をホームページで公表し、ギャンブル等依存症に関する注意事項や、ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族が対処に困った場合の相談窓口を紹介しています。

また、上記の本人や家族向けの啓発用資料のほか、地方公共団体における啓発用資料のサンプル等を作成し、周知しています。

<課題>

- 引き続き、多様な機会を利用して普及啓発を行うことが必要です。
また、普及啓発の実施に当たっては、依存症の本人や家族等が必要な支援につながるができるように、情報を発信していくことが重要です。
- 多重債務などの関連する分野においても、相談支援等を通じて、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行っていくことが重要です。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症問題啓発週間(5月14日から20日まで)においては、国等とも連携しながら、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深めるための周知を行います。

また、精神保健福祉センターでは、様々な機会を通じて、都民向けの依存症対策普及啓発フォーラムを開催するほか、都民を対象とした公開講座等を実施し、ギャンブル等依存症に関する普及啓発を行います。

さらに、本人や家族の方が、必要な支援につながるができるように、精神保健福祉センターにおいて、地域の関係機関と連携しながら、地域の社会資源について情報を収集し提供します。

- 多重債務などの関連する分野において、精神保健福祉センターが作成したギャンブル等依存症のリーフレットや消費者庁が作成した啓発用資料を活用するなど、ギャンブル等依存症に関する情報発信を行います。
- 普及啓発の実施状況等を踏まえ、動画配信を活用するなど、効果的な方法等について検討・実施していきます。

2 相談・治療・回復支援

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の進行や再発を予防するためには、早期発見、早期介入が必要であり、依存症相談拠点である精神保健福祉センターや、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関が連携し、本人や家族等を適切な支援につなげる取組を推進します。
- 地域で適切な医療を受けられるようにするため、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定等を行い、これらの機関を中心とした医療提供体制の整備を推進します。
- 本人や家族等が民間団体とつながることができるよう、民間団体の取組や重要性等の情報の発信や地域の関係機関との連携の取組等を推進します。

(1) 相談支援等

(依存症に関する相談支援)

<現状>

- 都の依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、本人や家族等を対象とした相談や回復支援プログラム、家族講座を実施しています。
また、地域の関係機関の職員等を対象として、対応力の向上等を目的とする研修を実施しています。
なお、回復プログラムや家族講座、研修等の実施に当たっては、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体とつながることができるようにするため、民間団体と協力して、本人や家族等への助言や民間団体の活動等を発信しています。
- 地域の保健所では、精神保健福祉相談の一環として、ギャンブル等依存症も含めて、本人・家族等の相談を受け付けています。
- 都のホームページでは、ギャンブル等依存症の相談拠点である精神保健福祉センターや保健所等の相談窓口を紹介しています。

<課題>

- ギャンブル等依存症は本人が病気であるとの認識を持ちにくいなどの理由から、必要な医療や支援が受けられていないことがあります。本人だけではなく、家族等もギャンブル等依存症に対する正しい知識を身に付け、相談支援等につなげる必要があります。
- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。

- 相談支援や研修等の実施に当たっては、本人や家族の経験を通して悩みを共有し、具体的な助言ができる民間団体との連携を行うことも重要です。
- ギャンブル等依存症の背景として、多重債務や精神障害などの複合的な問題を抱えている場合もあり、個々のケースの支援に当たっても適時適切に関係機関と連携し支援に当たることが必要です。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターや保健所等において、本人や家族等への相談支援を、引き続き行っていきます。
- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修を実施します。
- 相談支援の際には、民間団体の活動や重要性等も伝えながら、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行います。また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その役割等の啓発も図ります。
- ギャンブル等依存症の背景にある問題も踏まえ、本人や家族等を多重債務などの相談支援や医療機関などにも適時適切につなげていきます。

(ギャンブル等依存症関連分野の相談支援等)

<現状>

- ギャンブル等依存症とは、その人の人生に大きな損害が生じるにもかかわらず、ギャンブルを続けたいという衝動が抑えられない病態をいいます。勝ちを追い求めて、最後には掛け金を大抵失ってしましますが、そのような行為を人に隠したり、貯金を使い果たしてしまったりします。借金が膨らんで、盗みや詐欺行為に手を染めてしまうこともあります。そして、最終的には生活が破綻して、深刻な事態に至ります。
- その結果として、人間関係のトラブル、多重債務問題、法律問題、仕事の能率低下や失業、健康問題、希死念慮や自殺、虐待、DV、違法行為をはたらいたことによる刑罰などの深刻な問題に至ることがあります。このため、ギャンブル等依存症関連分野においても、相談者や家族関係の背景に依存症の問題があることも視野に入れた対応を図ることが重要です。

【消費生活・多重債務・生活困窮に関する取組】

- 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供

等を行っています。

また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。

さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した特別相談（多重債務110番）を実施しています。

- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。
- 区市や西多摩福祉事務所等では、生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮の方への自立に向けた相談支援等を行っています。
また、東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、生活相談や必要に応じて資金を貸し付ける生活再生の支援を行うなど、生活困窮の方への支援の取組を進めています。
- 消費者庁及び金融庁では、ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談対応に際しての一般的なフローやその留意点などを整理した「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を作成しており、各相談窓口においては、必要に応じて活用を行いながら、支援の取組を実施しています。

【自殺対策に関する取組】

- 相談者の悩みを受け止め、問題に応じ必要な相談機関につなぐなど、自殺専用の電話相談の設置やSNSを活用した相談などを実施しています。

【その他の相談支援等に関する取組】

- 東京ウィメンズプラザや女性相談センター、児童相談センター等では、女性や児童に関するDVや虐待等の相談支援を行っています。また、支援対象者がギャンブル等依存症である場合の対応方法等についても記載された「婦人相談所ガイドライン」や「ひとり親家庭支援の手引き」、「子ども虐待対応の手引き」、「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」も活用しながら、適切な対応を行っています。
- 東京しごとセンターや職業能力開発センターでは、求職者を対象として、就業相談や求職活動支援セミナー、職業訓練などを実施しています。
- 東京都発達障害者支援センターでは、発達障害のある本人やその家族等からの相談への対応や、地域の関係機関へつなげるなどの支援を行っています。
- 東京保護観察所では、嗜癖の対象がギャンブルである人など、保護観察対象者の特性を踏まえて指導・助言や就労等の必要な支援を行っています。

<課題>

- ギャンブル等依存症の方等を、早期かつ円滑に適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、都民に対してギャンブル等依存症に関する情報発信を行うことが必要です。
- また、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関の職員がギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を向上させることも必要です。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行います。
また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互の連携の取組を進めていきます。
- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、精神保健福祉センターや関係省庁などが作成したリーフレットや啓発用資料などを窓口へ設置するなど、ギャンブル等依存症に関する支援を必要としている方へ必要な情報の発信を行います。
また、ギャンブル等依存症である場合の対応等について盛り込まれたマニュアルやリーフレット等も活用しながら、支援を行う職員等のギャンブル等依存症に対する知識や理解、対応力等を向上させていきます。
- ギャンブル等依存症関連分野の関係機関において、相談の内容を踏まえ、支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、本人や家族等を精神保健福祉センター等の依存症に関する相談支援につなげていきます。

(2) 医療提供体制の整備

<現状>

- ギャンブル等依存症をはじめとした依存症は、適切な治療と支援によって、回復可能な疾患です。
- 都では、ギャンブル等依存症の方等が必要な医療を受けられるようにするため、治療を行う医療機関を依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関として選定する取組を進めています。

<課題>

- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、専門医療機関等の整備や都内の医療機関の取組を向上させることが必要です。

また、ギャンブル等依存症の方等が早期に必要な治療に結びつくよう、医療機関の連携を進めることも必要です。

- ギャンブル等依存症の方等がギャンブル等をしない生活を続けていくためには、医療機関での治療のほか、自助グループ等の民間団体とつながることも重要であり、専門医療機関等と民間団体の連携を進めることも必要です。

<今後の取組>

- 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定の取組を引き続き進めていきます。これらの機関においては、専門性を有した医師が担当する入院医療や認知行動療法など依存症に特化した専門プログラム等による治療を行います。
- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。
また、依存症治療拠点機関において、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成し、都内のギャンブル等依存症の医療提供体制を整備していきます。
- 依存症専門医療機関や依存症治療拠点機関等においては、地域の医療機関や行政機関と連携してギャンブル等依存症の方等を必要な治療や支援につなげるほか、医療機関のプログラムに民間団体が参加するなど、地域の関係機関との連携を行います。
また、依存症治療拠点機関が行う研修において民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。

(3) 民間団体との連携

<現状>

- ギャンブル等依存症の方やその家族等がギャンブル等をしない生活を続けることや、回復に向けて必要な情報、支援等を受けるためには、民間団体とつながることも重要です。
- 都内では、当事者や家族の自助グループなどをはじめとした民間団体が精力的に活動しており、ギャンブル等依存症に関する啓発や相談会の開催、情報提供、ミーティングの開催など、ギャンブル等依存症の回復において重要な活動を行っています。
- 精神保健福祉センターの回復プログラムや家族講座等では、民間団体と協力して、本人や家族等へ助言や民間団体の活動等を発信しています。
- 東京ボランティア・市民活動センターでは、市民活動を推進している民間非

営利団体等に対して必要な資金の助成を行う「ゆめ応援ファンド」を行っており、依存症関連の民間団体も活用しています。

<課題>

- 本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながるができるよう、民間団体の重要性等を発信することが必要です。
- また、地域の関係機関と民間団体の連携の取組を進めていくことも必要です。

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターの家族講座などの取組を通じて、民間団体の活動や重要性等について情報発信を行うなど、本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につながるができるよう必要な支援を行います。
また、情報発信に当たっては、民間団体の啓発用資料等の活用も検討していきます。
- 精神保健福祉センターが行う地域の支援機関等を対象とした研修において、民間団体を講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。
- 民間団体と地域の関係機関の連携状況等を踏まえながら、連携を促進するための取組や、民間団体の活動の支援につながる取組を検討・推進していきます。

3 依存症対策の基盤整備

対策の方向性

- ギャンブル等依存症の本人や家族等に対する包括的な支援を実施するため人材の育成や、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含めた地域の関係機関の連携体制の構築の取組を推進します。

(1) 人材の育成

<現状>

- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターでは、依存症の相談支援に従事する職員や、ギャンブル等依存症の方等に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行っています。

<課題>

- 保健所をはじめとした地域の相談機関の職員など、本人や家族等からの相談に応じる機会のある職員の更なる対応力向上を図ることが必要です。(再掲)
- ギャンブル等依存症の方等を、早期かつ円滑に適切な支援機関につなげるためには、ギャンブル等依存症関連分野の関係機関においても、これらの機関の職員が知識や対応方法を向上させることが必要です。(再掲)
- ギャンブル等依存症の治療を専門的に行う医療機関や医療従事者は少なく、ギャンブル等依存症の方等が必要に応じて適切な医療が受けられるように、専門医療機関等の整備や都内の医療機関の取組を向上させることが必要です。(再掲)

<今後の取組>

- 精神保健福祉センターにおいて、ギャンブル等依存症の本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修や、ギャンブル等依存症の方等を早期発見・早期介入につなげられるよう、これらの方に対応する可能性があるギャンブル等依存症関連分野の職員を対象とした研修を行います。
また、研修の実施に当たっては、関係機関や民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図るとともに、相互の連携の取組を進めていきます。
(再掲)
- 都内の医療機関に対して、依存症対策全国センターで実施している「ギャンブル等依存症治療指導者養成研修」の受講を促します。
また、依存症治療拠点機関においても、医療機関を対象とした研修を行い、ギャンブル等依存症に対応できる医療従事者を養成し、都内のギャンブル等依

存症の医療提供体制を整備していきます。

なお、依存症治療拠点機関が行う研修において民間団体を研修の講師とするなど、その活動等の啓発を図ります。(再掲)

(2) 包括的な連携体制の構築

<現状>

- 精神保健福祉センター及び地域の関係機関においては、相談内容に応じて、他の関係機関との連携を図りながら、支援を行っています。
- 依存症相談拠点である精神保健福祉センターは都内3か所にあり、地域の関係機関の連携の取組を進めるため、各地域において連携会議を開催しています。

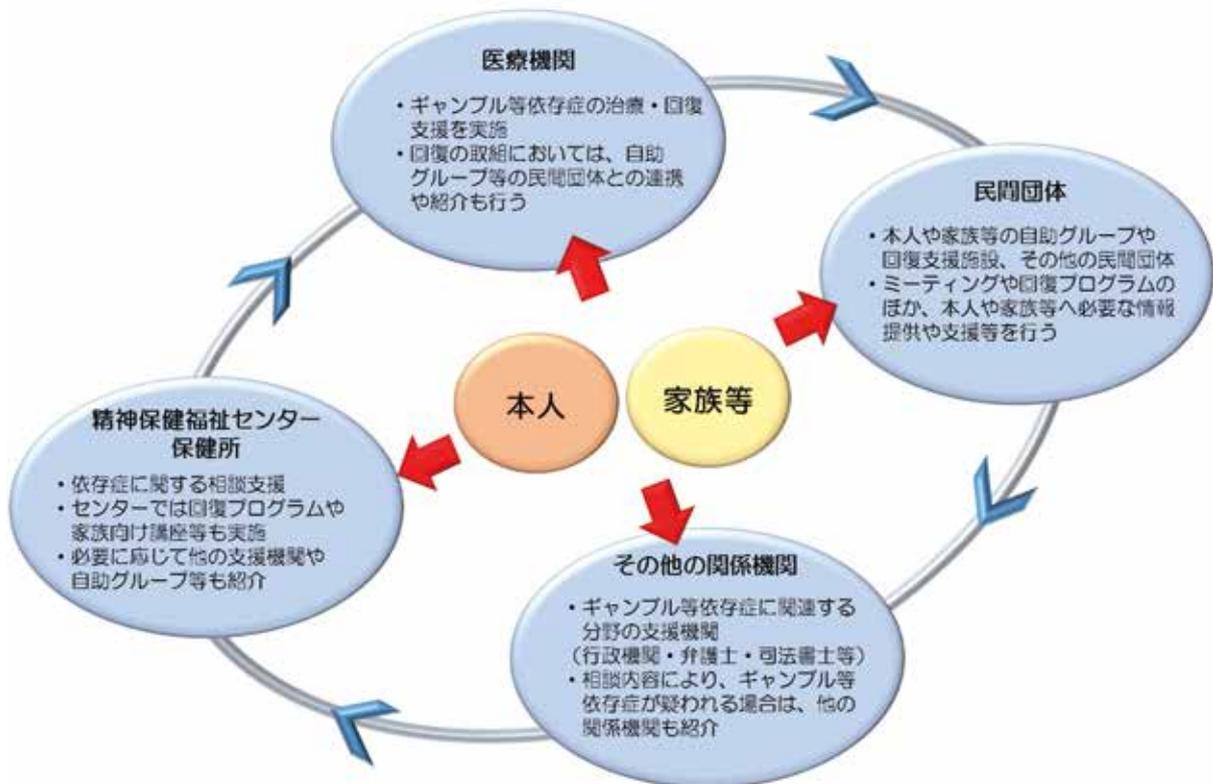
<課題>

- ギャンブル等依存症の方や家族等に対する包括的な支援を実施するためには、医療や福祉、司法、民間団体、行政等を含め多岐に渡る地域の関係機関が密接な連携を図る体制を構築することが必要です。

<今後の取組>

- 都内3か所の精神保健福祉センターにおいて、地域の連携会議を開催し、ギャンブル等依存症の支援に携わる地域の関係機関の顔の見える関係性を構築し、都内の連携体制を強化していきます。
また、連携の取組を積極的に実施している地域の医療機関と連携するなど、連携体制の構築や強化に資する取組を推進していきます。
- 精神保健福祉センターが実施する研修において、関係機関や民間団体からの講師を招くことで、関係機関等が相互の取組を知り、更なる連携につなげていきます。
- 関係機関と民間団体が連携した事例等を取りまとめ、地域における連携の取組を促進していきます。
- 本計画における取組の実施を通じて、包括的な連携体制を構築していきます。

【ギャンブル等依存症に関する支援等の全体イメージ】



※依存症相談拠点である精神保健福祉センターにおいて、研修や地域の連携会議等を実施し、関係機関の対応力の向上や連携体制を強化

【ギャンブル等依存症からの回復について】

- ギャンブル等依存症から回復するためには、身近の相談できる支援機関や医療機関等へつながることが必要です。
- 精神保健福祉センターや保健所等では、依存症に関する相談支援を行うとともに、民間団体や医療機関、多重債務などのギャンブル等依存症に関連する分野も必要に応じて紹介します。
- また、精神保健福祉センターでは、ギャンブル等依存症本人向けの回復支援プログラムや、家族講座を行っています。
- 多重債務相談などのギャンブル等依存症に関連する分野の支援機関（行政機関・弁護士・司法書士等）においては、対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、依存症に関する相談支援に適切につなぐことも必要です。
- 本人や家族等を適切に他の関係機関へつなぐためには、日常的に連携体制を構築することが重要です。

4 関係事業者の取組

対策の方向性

- 競馬、競輪、モーターボート競走、ぱちんこの関係事業者におけるギャンブル等依存症の予防等に配慮した、依存症対策の取組を推進します。

(1) 広告・宣伝・普及啓発等の取組

<現状>

- 関係事業者が実施する当該ギャンブル等の広告については、公営競技はメディア側の基準（「(一社)日本民間放送連盟放送基準」等）に、また、ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に基づき、射幸心をあおるものとならないよう実施されています。
- 広告・宣伝内容への配慮のほか、ギャンブル等依存症の理解促進や、相談支援につながるための情報等の普及啓発も必要です。
- これらのため、関係事業者においては、ポスターやテレビコマーシャル、ウェブサイト、新聞・雑誌広告等を通じて、ギャンブル等依存症の予防等に配慮した注意喚起や普及啓発を行っています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・ホームページでギャンブル等依存症の相談窓口等を周知しているほか、啓発ポスターの掲示や場内広報で啓発の放送を実施
- ・20歳未満の者の購入防止等の取組として、「勝馬投票券の購入は、20歳から、適度に遊ぶ、大人のたしなみ」をテレビコマーシャルや新聞広告、レース告知ポスター等を通じて啓発を実施
- ・インターネット投票サイト（SPAT4）のログイン画面での注意喚起文の掲載
- ・ギャンブル等依存症問題啓発週間では、のめりこみ防止PR・取組を強化

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・ホームページ（「車券購入にのめり込んでしまう不安のある方へ」）や場内の啓発ポスター、ステッカー、SNS等を通じて、ギャンブル等依存症の相談窓口や、20歳未満の者の購入防止等に関する啓発を実施

【府中市（ポートルース平和島）】

- ・ホームページやテレビコマーシャル、競走場・場外発売場での放送、啓発ポスター等を通じて、ギャンブル等依存症や20歳未満の者の購入防止に関する注意喚起を実施
- ・記載台や投票機器前に24時間・365日通話料・相談料無料の（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターのサポートコールの連絡先を表示
- ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターでは、啓発用マンガ「マンガで解説！ギャンブル依存症」による啓発活動も実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・各店舗に「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を設置し、自己診断チェック表や電話相談窓口、自己申告・家族申告プログラム、精神保健福祉センター等の支援機関を紹介
- ・依存症問題の相談機関である認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）について、店舗内のポスターやリーフレット等を通じて周知

<課題>

- 関係事業者の自主的な指針等も踏まえ、広告・宣伝の取組を行うことが必要です。
- ギャンブル等依存症の予防等に向けて、多くの人へ必要な情報が届くように、注意喚起や普及啓発等を行っていくことが必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものとならないように、自主的な指針等の策定を検討するなどの取組を進めていきます。
また、より多くの人々がギャンブル等依存症の予防等に関する情報を得られるよう、関係機関と連携し普及啓発を進めていきます。

(2) アクセス制限等の取組

<現状>

- 公営競技については、20歳未満の者の投票券の購入、ぱちんこについては18歳未満の者の立入りが禁止されており、防止に向けた取組を行っています。
- 関係事業者において、本人や家族の申告による入場・入店制限や上限金額の設定等の取組を行っています。
- ギャンブル等に過度にのめり込まないよう、公営競技場やぱちんこ営業所等において、ATM等の撤去等の取組が進められています。

- ぱちんこにおいては、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則」及び「遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則」が平成30年に改正されたことを踏まえ、出玉規制が強化され、射幸性が抑制された遊技機への入れ替えの取組を行っています。
- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- 本人申告及び家族申告による大井競馬場・場外発売場への入場制限、インターネット投票の利用停止を実施
(大井競馬場・場外発売場への入場制限の実績：本人申告2件、家族申告0件
(※令和2年度末時点))
(南関東4競馬場におけるインターネット投票の利用停止の実績：
本人申告402件、家族申告2件(※令和2年度末時点))
- 20歳未満の者への購入防止の取組として、保護者同伴時の保護者への指導等を実施
(20歳未満の者単独の場合は入場を拒否)
- インターネット投票サイト（SPAT4）において、購入金額の上限設定が行えるよう、システムの改修を実施
- 大井競馬場内ではキャッシング機能を停止したATMを運用しているとともに、場外発売所にはATMを未設置

【立川市（たちかわ競輪）】

- 本人申告及び家族申告による競輪場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施
(立川競輪場・場外発売場への入場制限の実績：自己申告0件、家族申告0件
(※令和2年度末時点))
- インターネット投票サイトにおいて、本人からの申請に基づく購入限度額の設定を導入予定（令和4年度）
- 立川競輪場内及び場外発売所においては、ATM未設置

【府中市（ボートレース平和島）】

- ・本人申告及び家族申告による競走場・場外発売場への入場制限、インターネット投票のアクセス制限を実施

（平和島競艇場・場外発売場への入場制限の実績：本人申告2件、家族申告0件

（※令和2年度末時点）

- ・本人からの申請に基づくインターネット即時投票の入金上限額の設定を実施
- ・20歳未満の者への購入防止の取組として、場内放送やモニター、巡回警備による注意喚起を行っているほか、大型連休においては、対策強化に係るガイドラインを作成し、巡回頻度の引き上げなど、取組を強化
- ・令和元年度から対象者を特定する精度を向上させるための新たな入場管理方法の研究を開始し、導入の可能性を検討中
- ・平和島本場においては、ATM未設置
（平和島劇場（外向け舟券発売所）はATM撤去済み）

【東京都遊技業協同組合】

- ・自己申告プログラム（上限金額・来店回数・上限時間・入店制限）及び本人同意のない入店制限を導入している店舗では、ポスターやリーフレット等による周知を実施

（令和2年12月末時点：自己申告プログラム導入店舗550店舗、

家族申告プログラム導入店舗444店舗）

- ・ポスターや年齢確認シート等の店内への掲示や、従業員の巡回等を行い、18歳未満の者の立入りを防止
- ・店舗内設置ATMやデビットカードシステムにおいて上限額を設定するなどATM及びデビットカードシステムの撤去等の取組や、出玉規制を強化した遊技機への入替の取組を推進

<課題>

- 年齢制限の対象となる者への投票券の購入や立入り防止の取組のほか、本人申告及び家族申告による入場・入店制限や上限額設定等の取組については、制度の導入や利用状況等も踏まえ、制度を必要としている方がより適切に利用できるようにするとともに、実効性を高めていくことが必要です。
- ギャンブル等に過度にのめり込まないように、ATM等の撤去等の取組、射幸性が抑制された遊技機への入れ替えの取組などの取組を着実に実施することも必要です。

<今後の取組>

- ギャンブル等依存症の予防や再発防止のため、年齢制限や本人申告及び家族申告による入場・入店制限等の取組について、周知を徹底するとともに、過度

ののめり込みを予防するためにATM等の撤去等の取組や射幸性が抑制された遊技機への入替えなどの取組を推進します。

(3) 相談・治療につなげる取組

<現状>

- 全国公営競技施行者連絡協議会では、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置やギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につなげるためのセルフチェックツールを作成しており、各事業者のホームページや場内のポスター等を通じて周知がされています。

また、各事業者において、競技場内等に相談窓口が設置されています。

- モーターボート競走関係団体は、ギャンブル等依存症についての専門的な相談対応、予防回復支援等を行うことを目的とした「(一財)ギャンブル依存症予防回復支援センター」を設置しており、24時間無料相談コールセンターでは、必要に応じて医療機関や行政機関、自助グループ等を案内しているほか、希望者に対しては医療機関等に係る初診料等の助成を実施しています。モーターボート競走施行者においては、ホームページや場内ポスター等を通じて周知を行っています。

- 全日本遊技業協同組合の支援により設立された、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるRSNでは、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付けており、組合加盟店舗において、ポスターやリーフレット等を通じて周知を行っています。

- 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・特別区競馬組合では、競馬事務局開催サービス課に相談窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・場内のファン相談室に、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置し、必要に応じて公営ギャンブル依存症カウンセリングセンターや精神保健福祉センター等も紹介
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターや（公財）JK Aお客様相談コーナー、場内の相談窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールも周知
- ・（公社）ギャンブル依存症問題を考える会と連携し、記念競輪開催時に「ギャンブル依存症自己診断ツール『LOST』」を活用したチェックコーナーを設置し、来場者に対して実施予定

【府中市（ボートレース平和島）】

- ・勝舟投票券の購入にのめり込んでしまうなどの不安がある方に向けて、ギャンブル依存症お問い合わせ窓口を設置
- ・ホームページや場内のポスター等を通じて、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターやギャンブル依存症お問い合わせ窓口のほか、全国公営競技施行者連絡協議会のセルフチェックツールを周知
- ・簡易的にギャンブル等依存症の自己診断ができる診断基準表（DSM-5）を記載したリーフレットを競走場、場外発売場相談窓口で配布

【東京都遊技業協同組合】

- ・ポスターやステッカーを店内に掲示し、認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークの相談窓口を周知
- ・認定NPO法人リカバリーサポート・ネットワークや認定NPO法人ワンデーポートへの支援や勉強会への参加など、民間団体との連携を実施

<課題>

- ギャンブル等依存症の方等が早期に気づき、適切な支援につながることできるようにするため、支援を必要としている人へ相談窓口等の情報を着実に届け、多くの人を利用につなげていくことが必要です。
- 支援を行うに当たり、行政機関や民間団体等との連携を進めていくことも必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、相談窓口の周知や相談者への対応等を引き続き実施するとともに、行政機関や民間団体が作成する啓発用資料を設置するなど、必要な連携を行っていきます。

(4) 依存症対策の体制整備の取組

<現状>

- 関係事業者においては、従業員への教育やギャンブル等依存症に関する実施規定やマニュアル等の整備等により、依存症対策の体制整備を図っています。
- 警視庁では、都内のぱちんこ店全店舗に対する風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という。）に基づく立入りを実施し、遊技機の設置状況を確認するとともに、各店舗におけるギャンブル等依存症対策基本計画に規定している各種取組の実施状況の調査を実施しています。

○ 関係事業者における主な取組は以下のとおりです。

【特別区競馬組合（大井競馬場）】

- ・ギャンブル等依存症に関する職員の知識や対応力向上のため、e ラーニングも活用した研修を実施
- ・ギャンブル等依存症への対応として、入場制限等を規定した実施規則等（特別区競馬組合競馬実施規則等）を整備

【立川市（たちかわ競輪）】

- ・競輪依存症相談窓口運用ガイドライン等を整備し、ギャンブル等依存症対策を実施

【府中市（ボートレース平和島）】

- ・依存症対策担当者を競走場、場外発売場ごとに各2名配置しているほか、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）を令和3年度に設置予定（令和3年度）
- ・（一財）ギャンブル依存症予防回復支援センターにおいて、研修の教材用動画を作成しているほか、全国モーターボート競走施行者協議会を中心に従業員研修等を実施予定（令和3年度）
- ・ギャンブル等依存症対策実施規定の整備に向けた検討を実施

【東京都遊技業協同組合】

- ・ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、都内各店舗に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置（令和2年2月時点：3, 312名）
- ・ぱちんこ業界の取組へ評価・提言を行う第三者機関「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言に基づき、依存症対策を推進しているほか、（一社）遊技産業健全化推進機構による依存症防止対策の立入検査を実施

<課題>

- ギャンブル等依存症の発症や進行、再発の各段階に対応するため、関係事業者においては、現在の取組を充実させるとともに、今後実施を予定している取組等についても着実に実現させ、依存症対策の体制整備を図ることが必要です。

<今後の取組>

- 関係事業者において、ギャンブル等依存症の予防や再発防止の徹底、適切な支援につなぐことができるように、依存症対策の体制整備を引き続き進めていきます。
- 風営適正化法に基づく立入りを実施し、ぱちんこ営業所におけるギャンブル等依存症対策の実施状況を確認し、取組を促進していきます。

5 多重債務問題等への取組

対策の方向性

- ギャンブル等依存症が多重債務問題や犯罪等の問題に密接に関連することを踏まえ、多重債務問題に対する取組や違法に行われるギャンブル等の取締りを推進します。

(1) 多重債務問題への取組

<現状>

- 東京都消費生活総合センターでは、消費生活相談員を配置し、都民の消費生活に関する相談の受付や、トラブル解決のための助言、あっせん及び情報提供等を行っています。また、多重債務に関する相談に対応するため、弁護士会や法テラス、司法書士会等の法律専門家等に相談者を確実につなぐ多重債務相談「東京モデル」を実施しています。
さらに、都内区市町村の消費生活センターや法律専門相談窓口等と連携した特別相談（多重債務110番）を実施しています。（再掲）
- 法テラス、東京司法書士会では、法律相談の一つとして、多重債務問題を抱えた方への相談や、必要に応じて行政機関等との連携を行っています。（再掲）
- 東京都生活再生相談窓口では、多重債務で生活が困難な状況の方に対して、生活相談や必要に応じて資金を貸し付ける生活再生の支援を行っています。（再掲）
- 平成30年4月に日本貸金業協会において、貸付自粛制度が拡充され、ギャンブル等依存症が対象に追加されました。一般社団法人全国銀行協会においても、平成31年3月より同制度の運用が開始されています。
- 金融庁では、貸付自粛制度についても記載した多重債務相談関係のリーフレットを作成し、多重債務者相談キャンペーンに合わせ、都道府県等へ配付しています。
- 金融トラブルの被害に遭いやすい若者、高齢者を対象とした出前講座を開催し、金融に関する基本的な知識の習得の支援や、ヤミ金融等の被害防止に向けた普及啓発を実施しています。

<課題>

- 多重債務問題に係る支援の対象者がギャンブル等依存症の方等である場合は、適切に関係機関へつなげることが必要です。
- 多重債務問題の取組を通じて、ギャンブル等依存症に関する情報を発信する

ことも必要です。

<今後の取組>

- 多重債務問題を抱える方へ相談支援を実施するとともに、ギャンブル等依存症の方等である場合には、関係機関が連携し、適切な支援につなげていきます。
- 消費者庁や金融庁作成リーフレットを活用するなど、多重債務問題の取組を通じて、ギャンブル等依存症に関する適切な情報発信を行っていきます。

(2) 違法に行われるギャンブル等の取締り

<現状>

- 警視庁では、都内のバカラ賭博店、インターネットカジノ店等の違法賭博店の取締りを実施し、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進しており、近年の賭博関係事犯の検挙件数は以下のとおりです。

【賭博関係事犯の取締実績（検挙件数）】

平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
21件	15件	12件	15件

(警視庁調べ)

※令和元年はノミ行為関係3件含む

(ノミ行為の検挙とは、競馬法違反、自転車競技法違反、小型自動車競走法違反、モーターボート競走法違反の検挙を示す)

- 都内盛り場における風俗環境の浄化を推進するため、警視庁ホームページにおいて、賭博等違法行為に対する注意喚起を実施しています。

<課題>

- 賭博関係事犯の検挙実績は毎年一定程度で推移しており、違法に行われるギャンブルに対する取締りを引き続き徹底することが必要です。

<今後の取組>

- 引き続き、違法賭博店の取締りや注意喚起を行い、違法なギャンブル等の排除と、風俗環境の浄化を推進します。

- 都内3か所にある精神保健福祉センターは、依存症対策総合支援事業(国)に基づく、都における依存症相談拠点であり、分担して都内地域を担当しています。各センターでは専門相談や本人・家族を対象とした支援プログラムを行うほか、普及啓発、人材育成、依存症関係機関の連携会議などを実施し、地域の相談支援体制の整備に取り組めます。

(取組の内容)

<専門相談と本人・家族向け支援プログラム>

- 保健師、看護師、福祉職(精神保健福祉士等)、心理職等の専門職により、電話や面接での本人や家族等の方からの相談に対して、状況に応じた適切な相談・助言などの支援を実施しています。
- 相談された依存症者本人の方のご希望と必要に応じ、認知行動療法を基本にした再発予防と回復支援のためのプログラムを実施しています。プログラムには回復支援施設のスタッフや自助グループの方等も参加し、自身の経験を基にした助言等も行います。
- 相談された依存症者の家族の方が、依存症に関する正しい知識や、本人の方への適切な対応方法、自分自身の回復等について学ぶため、家族向けの講座等を実施しています。

<普及啓発>

- 依存症に関する正しい知識の普及のため、リーフレットの作成・配布や、ホームページを通じて専門知識や相談窓口、関係機関向け研修等の情報提供を行うなど、情報発信を行っています。また、依存症は誰もがなり得る「疾患」であること等を普及啓発するため、都民の方等を対象とした依存症対策普及啓発フォーラムを開催しています。

<人材育成>

- 依存症に関する相談支援を行う実務経験のある方を対象にスキルアップを目的とした「依存症相談対応研修」、潜在的に依存症者本人の方等に対応する機会がある生活の支援を行う職員等を対象に依存症の基本的な概要や支援に関する基本的な知識の伝達を目的とした「地域生活支援研修」などの研修を実施しています。

<関係機関との連携>

- 日頃から医療機関や保健所・区市町村、依存症関連の民間団体、司法機関等の関係機関と連携して支援にあたりるとともに、こうした関係機関との地域連携体制を構築するために、連携会議を開催しています。この連携会議では、依存症に関する情報や関係機関の取組、支援に当たっての課題の共有等を行い、地域の連携体制の強化を図っています。

公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会の活動

代表 田中 紀子

【当会について】

当会は2014年2月に発足した公益社団法人です。

会のメンバーは、ギャンブル依存症問題を解決しようとする当事者及び家族の集まりで、活動範囲は全国にまたがっています。

主な活動内容は、以下の通り。

- ・ 電話相談・対面相談及びLINE や ZOOM による当事者、家族の継続支援
- ・ 支援機関の連携作り
- ・ 啓発及び予防教育事業
- ・ 依存症情報発信 Youtube 番組「たかりこチャンネル」の運営
- ・ 相談支援者の人材育成
- ・ 国や自治体に対する働きかけや、政策提言
- ・ 調査・研究

【活動の現状】

当会が8年間の活動を経て、ギャンブル依存症対策はいまだ殆ど進んでいないと感じています。とりわけギャンブル依存症問題を抱えた家族は支援機関と銘打つ関係機関からも見捨てられ、取り残されているケースが多くあります。

金を得るために家族に対し、暴力・暴言、執拗に繰り返される脅しや泣き落とし、自殺や事件のほめかしなどに対しても、どこに相談しても迅速に介入して貰える機関も制度もありません。また家族がヤミ金に脅され、会社や友人知人にまで脅迫電話がいても、警察をはじめとする公的機関からは何も手立てがなされません。

こういった困難事例に対し、どこからの援護射撃もなくリスクを顧みずに活動しているのが民間団体の現状です。危険な状況は我々も怖いですが、他機関が動かぬ中、ヤミ金に直接交渉したり、脅しを繰り返すギャンブル依存症者に会いに行き、医療機関や回復施設、自助グループに繋ぎ、LINE や ZOOM を駆使して継続支援を行っています。LINE での相談業務は1日17、8時間にも及び、誰かが「死にたい」とつぶやけば、すぐにグループ電話が始まり、落ち着くまでじっくり話しを聞く全くのボランティアで行っています。

これほどまでの重責を国や東京都をはじめとする地方自治体からの援助も殆どなく、資金も持ち出しで活動せざるを得ないのが民間団体の現状です。

ギャンブル産業を国が認めているからには、関係機関及び東京都をはじめとする地方自治体の協力と連携作りは、喫緊の責務であると考えています。

コラム

NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会の取組

事務局 田所 幸子

【活動目的】

- ギャンブル依存症問題に悩むご家族に対して、対応の仕方を伝え伴走支援を行う。
- ギャンブル依存症に関する正しい知識を学ぶ
- 関係各署と連携を作り、ギャンブル依存症に苦しむ当事者を支援機関に繋ぐ

【団体概要】

- 全国 33 都道府県で活動。
北海道・青森・岩手・宮城・福島・茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川
新潟・石川・山梨・長野・静岡・愛知・滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・鳥取・
島根・岡山・広島・香川・高知・福岡・佐賀・長崎・鹿児島（2022 年 11 月現在）
- ギャンブル依存症者を家族にもつ者で構成
- 会費制

NPO 法人 全国ギャンブル依存症家族の会は、ギャンブル依存症者を持つ家族で構成されたピアサポート団体です。

気持ちを分かち合うだけでなく、困り事に対して具体的な対策を講じるために仲間同士共に行動し、ギャンブル依存症の当事者を地域の医療や自助グループ、回復施設といった支援機関に繋いでいます。

困難事例に対しては、公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会にアドバイスや同行支援の依頼をし、解決の道を共に模索しています。

また当会の大きな役割としては、医療、行政、警察、弁護士といった職域が限られ、点でしか行われていない支援を面で繋ぐことにあります。

現在、ギャンブル依存症の支援に関しては玉石混淆で、医療、行政、警察、弁護士の対応はまちまちです。しかし経験のない家族の場合、「専門家」を名乗る先生方や警察などの言うことには従わなくてはならないと思込んでしまいます。

例えば、無銭飲食や無賃乗車などの軽犯罪を繰り返すギャンブラーに対し、警察が家族に安易に返済を求めてきたり、弁護士がギャンブラーの起こした事件の示談金や保釈金を家族に当然のように請求する事例は枚挙にいとまがありません。これでは同じ事の繰り返しです。また行政の相談機関でも「家族でよく話し合っ」などと、途方にくれた家族をさらに突きはなすようなアドバイスもまだまだまかり通っています。

こういった膠着状態に陥ったまま絶望しているご家族の「駆け込み寺」の様な存在が当会になっています。これでは助け出せる人は限られてしまいます。この現状に対し、関係各位に対し正しい知識や対処法を身につけて貰えるよう根気強く働きかけることも、当会の大きな役割になっています。

烏山病院の治療の取組

岩波明、常岡俊昭（昭和大学附属烏山病院）

- 当院で行っているギャンブル障害治療の工夫の多くは、どうやって自助グループに参加してもらうかということを目指しています。しかし、外来で主治医から自助グループへの参加を勧めてもほとんどが参加せず、一時は医療スタッフが GA に付き添って参加もしましたが多くが続きませんでした。
- そのため、当院では 2019 年 8 月からギャンブル版 SBIRTS を開始しました。これは初診で来院し、ギャンブルへの介入が必要であると判断された方のうち自助グループの経験がない方全員に対して、当事者に対しては GA 経験者から、家族に対してはギャンブル依存症問題を考える会から直接電話で話して誘ってもらおうというものです。
- 入院も積極的に受け入れ、入院中はオンライン GA に参加してもらったり回復施設（グレイスロード）の職員に面談に来てもらい動機づけを行っています。
- 当院は依存症専門病院ではない一般の都市型精神科病院であり、依存症に特化した病棟やデイケアはありません。プログラムも週 1 回の物質に対するプログラム（SMARPP）と月 2 回の行動嗜癖に対するプログラム（KIPP）を作業療法の枠組みで行っているのみになります。
- 依存症治療に格別の興味を持つスタッフも少数ながら行うことができている当院の試みは、近くに GA やギャマノンがある東京の精神科病院であればどこでも汎化可能であると考えています。
- 病院のみで全てを解決しようとするとうまくいかない事ばかりが目につけてしまいます。自助グループや地域の民間団体とお互いに尊重しあい連携しながら、出来る事を行っていく。100 点を目標せないから関わらないのではなく、0 点から 1 点へ変化させる態度が求められていると考えています。

SBIRTS 導入後の GA 参加者有無

	全員	最初から	SBIRTS	実際に行った人
開始前	19	2	0	3
開始後	33	10	21	13

GA を勧めない病院を探している：1 名
診察途中で椅子を蹴って消える：1 名

関係事業者における依存症対策の取組

(広告・宣伝)

- 競馬業界では、JRA、他地方競馬及び他公営競技全体で、依存症対策の取組を行っています。広告・宣伝における依存症対策の取組としては、全国の公営競技施行者による「公営競技広告・宣伝指針」及び地方競馬全国協会による「地方競馬広告・宣伝指針」を策定し、過度な射幸心をあおらず、のめりこみを防止する観点から、テレビ・新聞等の各広告媒体において注意事項を視認できるよう掲示を行っています。その他、ホームページのトップページのバナーや、メッセージの掲載による注意喚起などを行っています。
- 場内掲示では、依存症啓発ポスターや「馬券は20歳になってから」のステッカーを馬券の発売所に掲示し、総合案内所では、依存症のリーフレットを設置し、レースの間には場内モニターや大型ビジョンで、映像による啓発・注意喚起を行っています。

(入場・アクセス制限)

- ポートレース業界では、競走場及び場外発売場への来場者及び電話投票（インターネット投票）利用者に対して、本人または家族の申告により、入場制限やアクセス制限をかけることができます。
- ポートレース平和島では、本人または家族の申告により、中長期的な入場制限をかけることもできる運用としております。

(相談・治療)

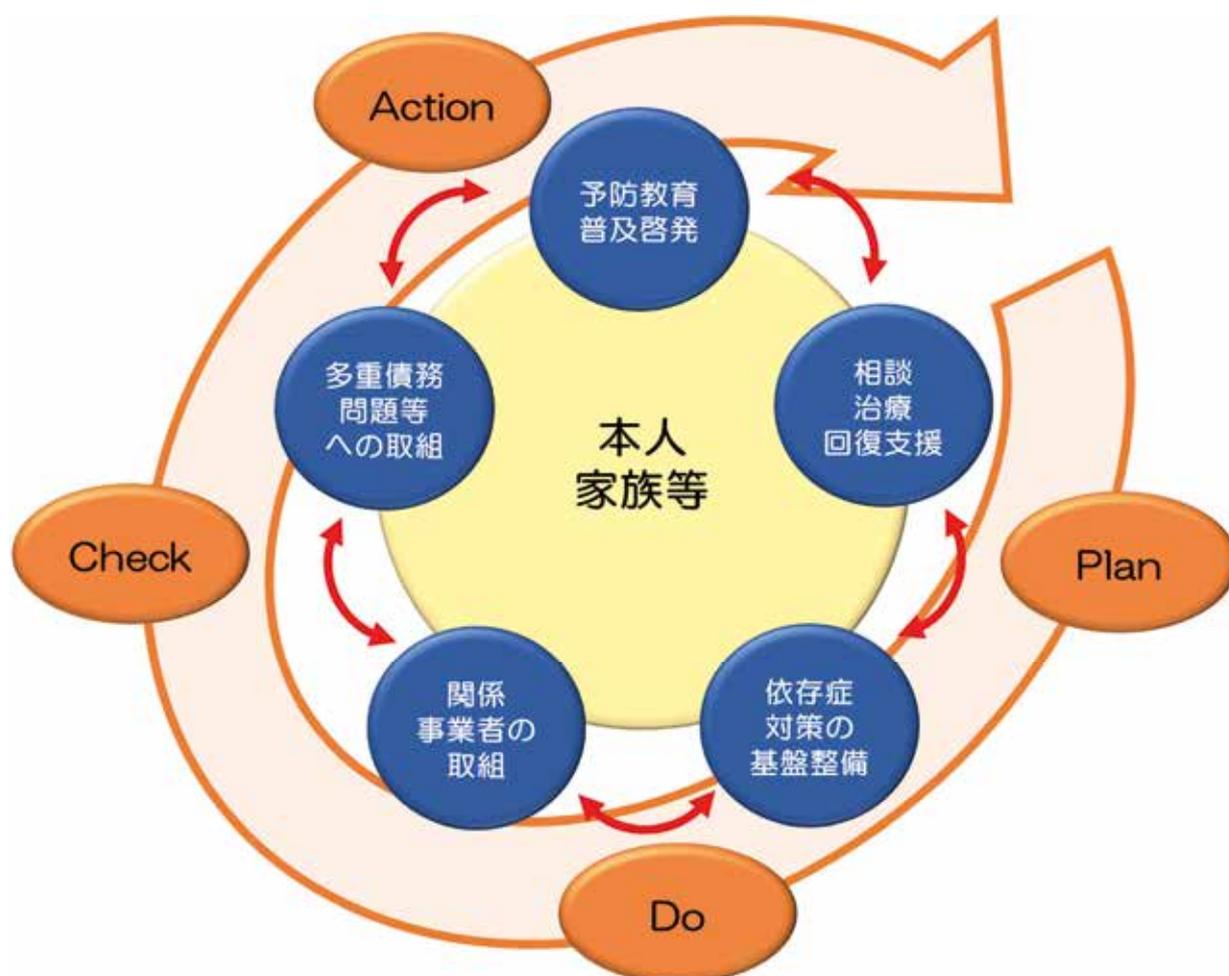
- 競輪場におけるギャンブル等依存症対策として、京王閣競輪場と立川競輪場ではファン相談室にプライバシーに配慮した個室のギャンブル依存症に関するお問い合わせ窓口を設置し、対応を行っています。相談があった場合は職員が話を伺い、必要に応じて依存症のカウンセリングセンターや精神保健福祉センターなど、適切な支援先につなげるよう対応を行っています。

(店舗スタッフによる取組)

- パチンコ業界におけるギャンブル等依存症対策として、依存症問題についての講習を受けたホールスタッフ「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置を行っています。
- 対面であるという特性を生かした依存症対策で、日常接しているお客様に、アドバイザーが適度な遊び方のアドバイスを行い、依存症かもしれない不安を感じている方に対しては、精神保健福祉センター等の電話相談窓口や自己診断表、自己申告・家族申告プログラム等を記載した、リーフレットを活用して案内を行っています。
- 2014年から、パチンコ店が折込チラシを作成する際には必ず、依存問題相談機関「リカバリーサポート・ネットワーク」の電話番号と併せ、「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう」の標語を20%以上の大きさに掲載しています。

第5章 推進体制と進行管理

- ギャンブル等依存症対策の推進に当たっては、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係部署において必要な連絡・調整を行うとともに、区市町村や関係機関等とも連携を図ります。
- 本計画を着実に推進するため、取組状況を適宜把握するとともに、必要に応じてギャンブル等依存症対策に関連する関係者等で構成する会議を開催し、取組状況の共有や意見交換を行うなど、ギャンブル等依存症対策の進行管理を行います。
- 計画に関連する取組の進捗状況や国の動き、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間が終了する前でも必要に応じて見直しを図っていきます。



参 考 资 料

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会委員名簿

◎委員長 ○副委員長

(五十音順、敬称略)

	氏 名	現 職
医療 関係者	伊波 真理雄	一般社団法人東京精神神経科診療所協会
	◎岩波 明	学校法人昭和大学医学部精神医学講座主任教授 学校法人昭和大学附属烏山病院長
	平川 淳一	一般社団法人東京精神科病院協会会長
	平川 博之	公益社団法人東京都医師会副会長
支援団体 ・ 事業者等	岡村 耕	府中市事業部業務課長
	小島 豊	東京都遊技業協同組合副理事長
	佐藤 和也	特別区競馬組合競馬事務局総務課長
	田所 幸子	特定非営利活動法人全国ギャンブル依存症家族の会
	田中 紀子	公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表理事
	中居 優	東京司法書士会企画部理事
	中野 大仁	日本司法支援センター東京地方事務所副所長
	福家 賢三	立川市公営競技事業部事業課長
	森 純一	社会福祉法人東京都社会福祉協議会地域福祉部長
	森野 嘉郎	東京パーソナル法律事務所
行政 関係者	池田 怜司	東京保護観察所社会復帰対策官
	○井上 悟	多摩総合精神保健福祉センター所長
	鈴木 眞美	板橋区保健所長
	田口 健	島しょ保健所長

(令和4年12月時点)

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会における検討経過

開催日	議事内容
第1回 令和2年11月27日	○東京都におけるギャンブル等依存症の現状等について ○計画策定の方向性（案）及び今後のスケジュール（案）について
第2回 令和3年2月26日	○ギャンブル等依存症対策に関する意見交換 ○東京都における関連分野の取組状況、今後のスケジュール（案）について
第3回 令和3年8月11日	○ギャンブル等依存症対策に関する意見交換 ○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画骨子（案）等について
第4回 令和3年12月1日	○ギャンブル等依存症対策に関する意見交換 ○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画素案等について
第5回 令和4年10月26日	○ギャンブル等依存症対策に関する意見交換 ○東京都ギャンブル等依存症対策推進計画素案等について

ギャンブル等依存症に関する
都民の意識調査結果

第1 調査概要

1 調査目的

東京都におけるギャンブル等依存症対策の一層の推進を図るため、都民のギャンブル等依存症に関する意識等を把握し、施策の充実の検討に資することを目的とする。

2 調査回答者

調査時点において、都内に住む満18歳以上の個人3,200人。

調査においては、性別・年代に偏りが出ないように回答を取得している。また、居住地域については、都内区市町村を7つのエリアに分け、各エリアの人口比から大きなずれがないように回答を取得している。エリアの区分については下記のとおり。

エリア	区市町村	人口比 [※]
センター・コア・エリア	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、渋谷区、豊島区、荒川区	20.4%
区部東部・北部エリア	北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区	19.8%
区部西部・南部エリア	品川区、目黒区、大田区、世田谷区、中野区、杉並区、練馬区	29.0%
多摩東部エリア	武蔵野市、三鷹市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、西東京市	12.0%
多摩中央部北エリア	立川市、昭島市、福生市、東大和市、武蔵村山市、羽村市、瑞穂町	4.2%
多摩中央部南エリア	八王子市、府中市、町田市、日野市、国立市、多摩市、稲城市	12.7%
多摩西部・島しょエリア	青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	1.8%

※令和4年4月1日時点 東京都内区市町村別人口比より作成

3 調査方法

アンケートモニターに対するインターネットアンケート

4 調査期間

令和4年7月5日（火曜日）～11日（月曜日）

5 用語の定義

(1) ギャンブル等

ギャンブル等依存症対策基本法（平成三十年法律第七十四号）では、「ギャンブル等」を「法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為」と定義している。

(2) ギャンブル等依存症

ギャンブル等依存症対策基本法では、「ギャンブル等依存症」を「ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義している。

6 集計結果の注意点

- ・ 比率を出す際には小数点第2位以下の数値を四捨五入している。そのため、回答比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 図表中の「0.0」は回答の比率が0.1未満であることを表し、「-」の場合は回答が皆無であることを表している。
- ・ 「複数回答」の記載がある図表は、一人が複数の選択肢を選択することが可能な設問のため、回答比率の合計が100.0%にならない場合がある。

第2 調査結果

1 回答者の属性

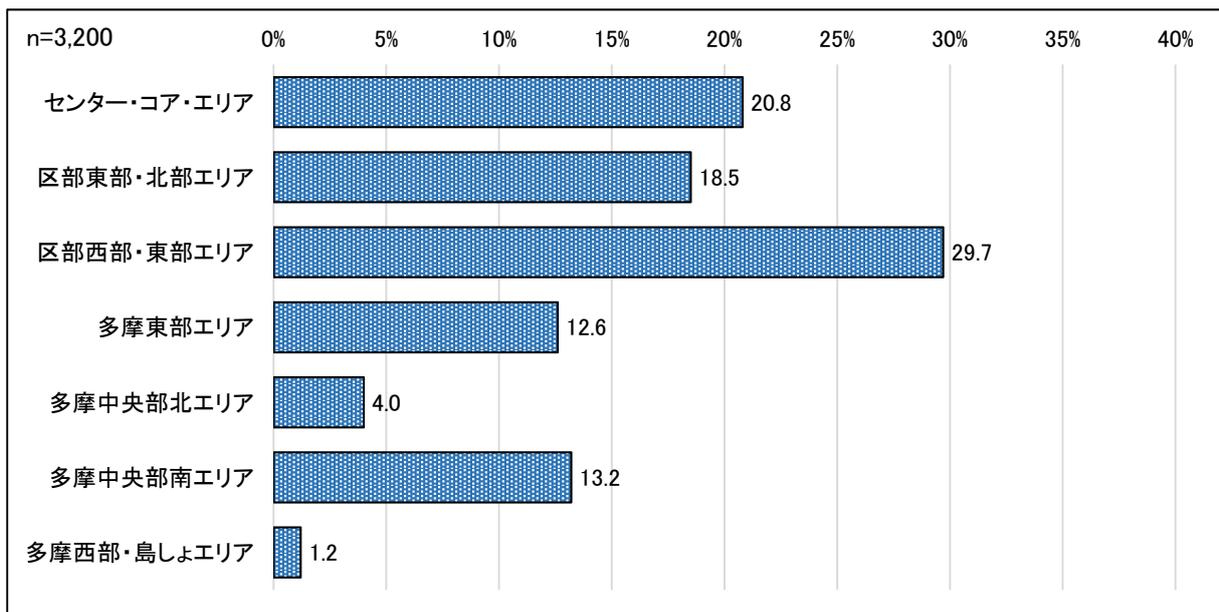
(1) 性別・年代

図表1. 性別・年代

		年代							
		全体	18歳・ 19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70歳 以上
性別	全体	3,200	103	519	519	516	515	514	514
	男性	1,592	50	257	257	257	257	257	257
	女性	1,592	50	257	257	257	257	257	257
	回答しない	16	3	5	5	2	1	-	-

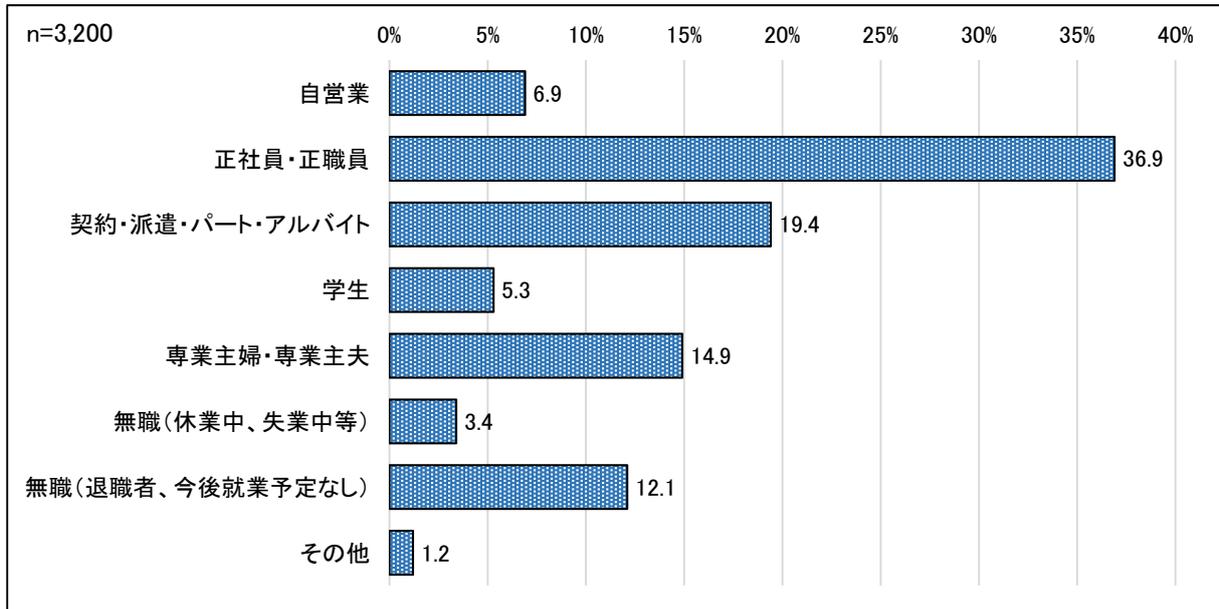
(2) 居住エリア

図表2. 居住エリア



(3) 職業

図表3. 職業



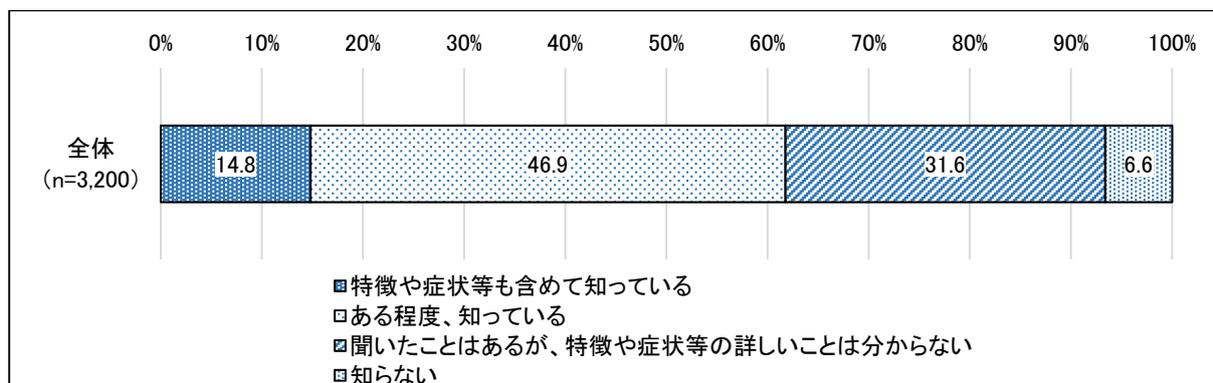
2 調査結果

(1) ギャンブル等依存症の認知

Q4 ギャンブル等依存症を知っていますか。

ギャンブル等依存症の認知については、「特徴や症状等も含めて知っている」が14.8%、「ある程度、知っている」が46.9%、「聞いたことはあるが、特徴や症状等の詳しいことは分からない」が31.6%、「知らない」が6.6%であった。

図表4. ギャンブル等依存症の認知

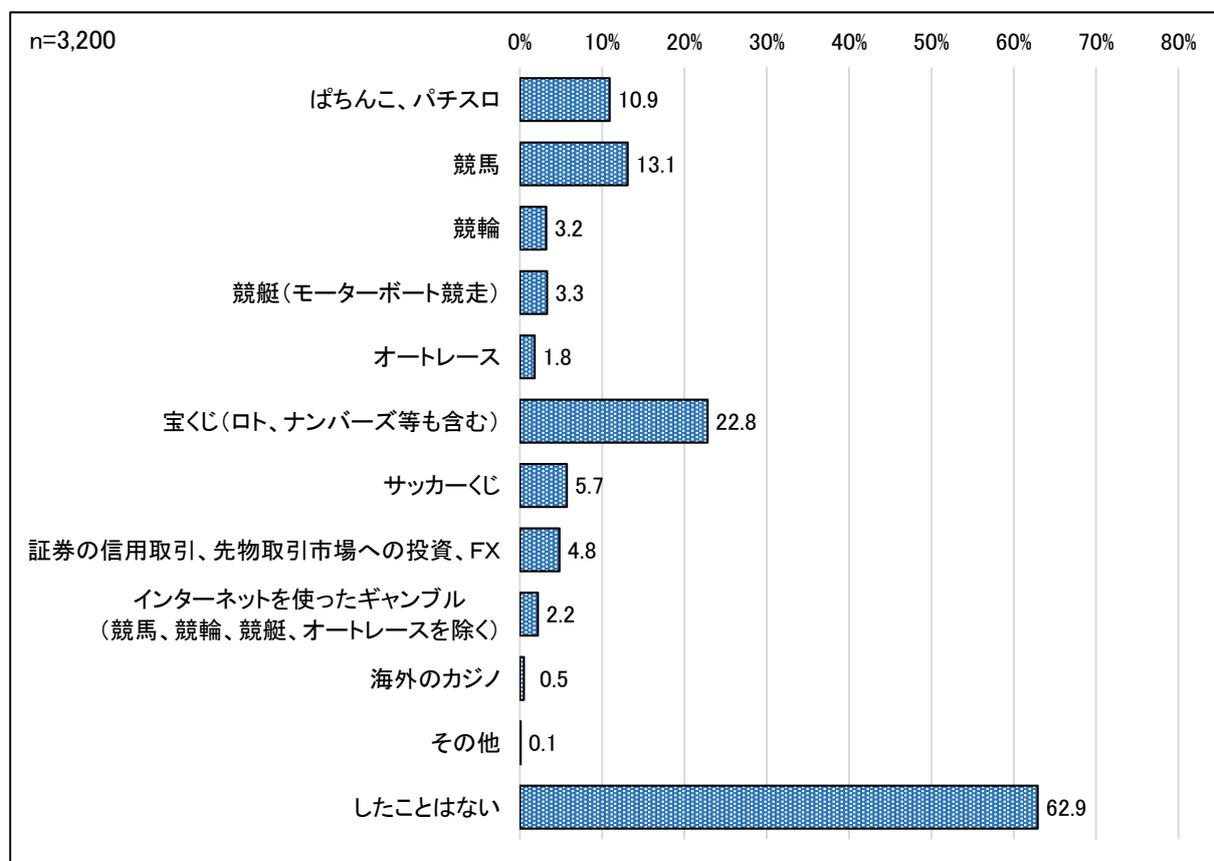


(2) ギャンブル等の経験

Q5 次に挙げるギャンブル等を過去1年間にしたことがありますか。(いくつでも)

過去1年間に経験したギャンブル等は、「宝くじ(ロト、ナンバーズ等も含む)」が22.8%と最も高く、次いで「競馬」が13.1%、「ぱちんこ、パチスロ」が10.9%であった。また、「したことはない」は62.9%であった。

図表5. ギャンブル等の経験 (複数回答)



<その他の回答(抜粋)>

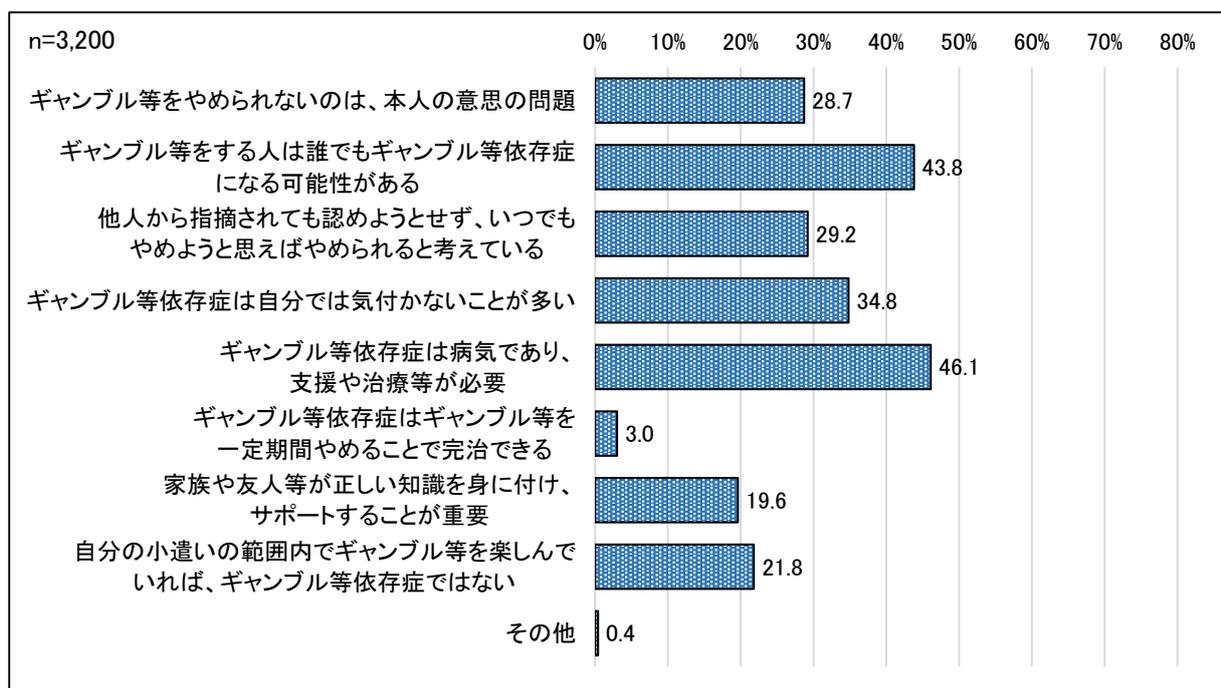
- ・麻雀
- ・暗号資産

(3) ギャンブル等依存症について知っていること・思い浮かぶこと

Q6 「ギャンブル等依存症」と聞いて知っていることや、思い浮かぶことを次の中から3つまで選んでください。

「ギャンブル等依存症」と聞いて知っていることや思い浮かぶことは、「ギャンブル等依存症は病気であり、支援や治療等が必要」が46.1%と最も高く、次いで「ギャンブル等をする人は誰でもギャンブル等依存症になる可能性がある」が43.8%、「ギャンブル等依存症は自分では気付かないことが多い」が34.8%であった。

図表6. 知っていること・思い浮かぶこと (複数回答/3つまで)



<その他の回答(抜粋)>

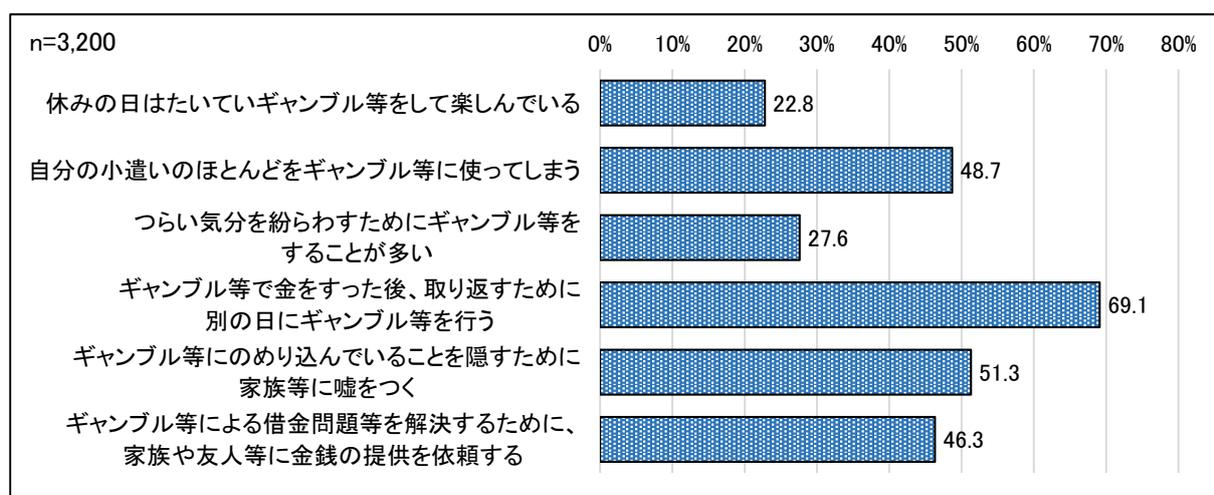
- ・初めて挑んだ時に良い結果が出てしまうと依存症になる可能性が高い。
- ・たくさんお金を持っていたらなりそう。

(4) ギャンブル等依存症の状態だと思ふもの

Q7 ギャンブル等依存症の状態だと思ふものを次の中から3つまで選んでください。

ギャンブル等依存症の状態だと思ふものは、「ギャンブル等で金をすった後、取り返すために別の日にギャンブル等を行う」が69.1%と最も高く、次いで「ギャンブル等にのめり込んでいることを隠すために家族等に嘘をつく」が51.3%、「自分の小遣いのほとんどをギャンブル等に使ってしまう」が48.7%であった。

図表7. ギャンブル等依存症の状態だと思ふもの（複数回答/3つまで）

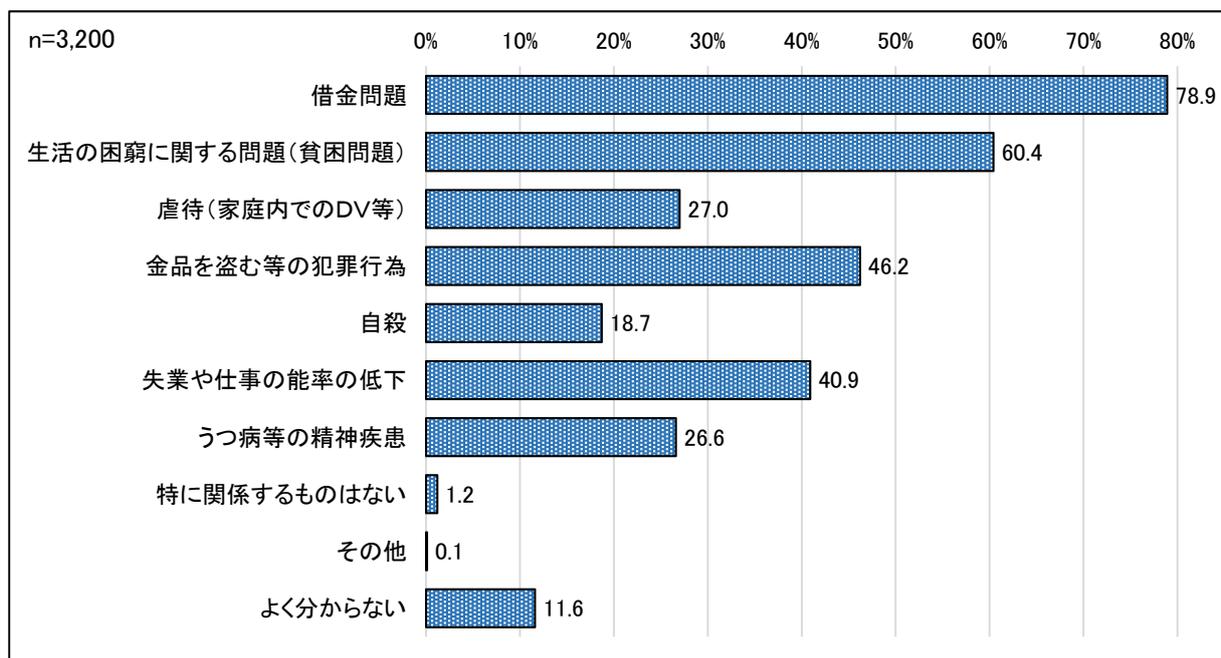


(5) ギャンブル等依存症に関連すると思われる問題等

Q 8 ギャンブル等依存症に関連すると思われる問題等を次の中から選んでください。(いくつでも)

ギャンブル等依存症に関連すると思われる問題等は、「借金問題」が78.9%と最も高く、次いで「生活の困窮に関する問題(貧困問題)」が60.4%、「金品を盗む等の犯罪行為」が46.2%であった。

図表8. ギャンブル等依存症に関連すると思われる問題等 (複数回答)



<その他の回答(抜粋)>

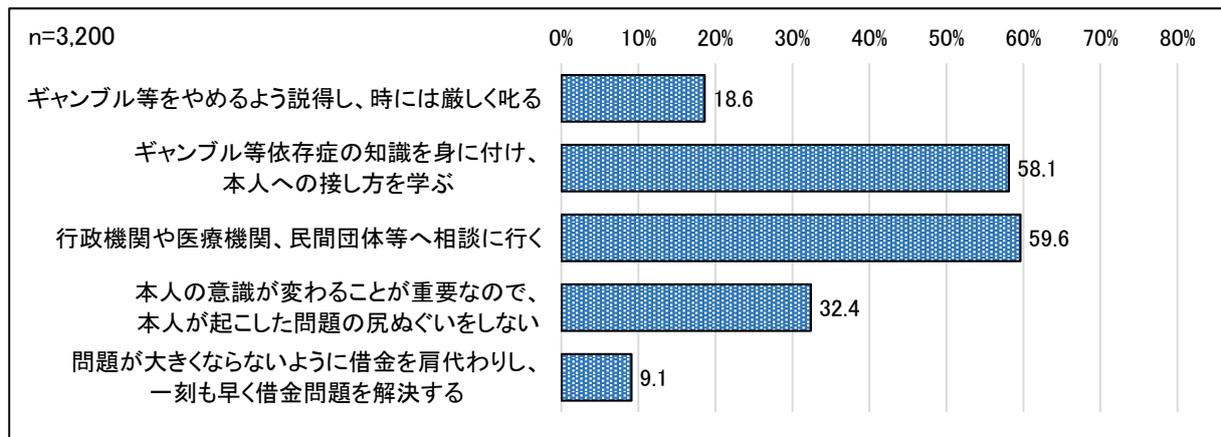
- ・自己管理の弱さ。
- ・アルコールなどの、他の依存症が併存。

(6) 家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合の対応

Q 9 家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合の対応として良いと思うものを次の中から選んでください。(いくつでも)

家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合、良いと思う対応は、「行政機関や医療機関、民間団体等へ相談に行く」が 59.6%と最も高く、次いで「ギャンブル等依存症の知識を身に付け、本人への接し方を学ぶ」が 58.1%であった。

図表9. 家族や友人等がギャンブル等の問題を抱えていた場合の対応 (複数回答)

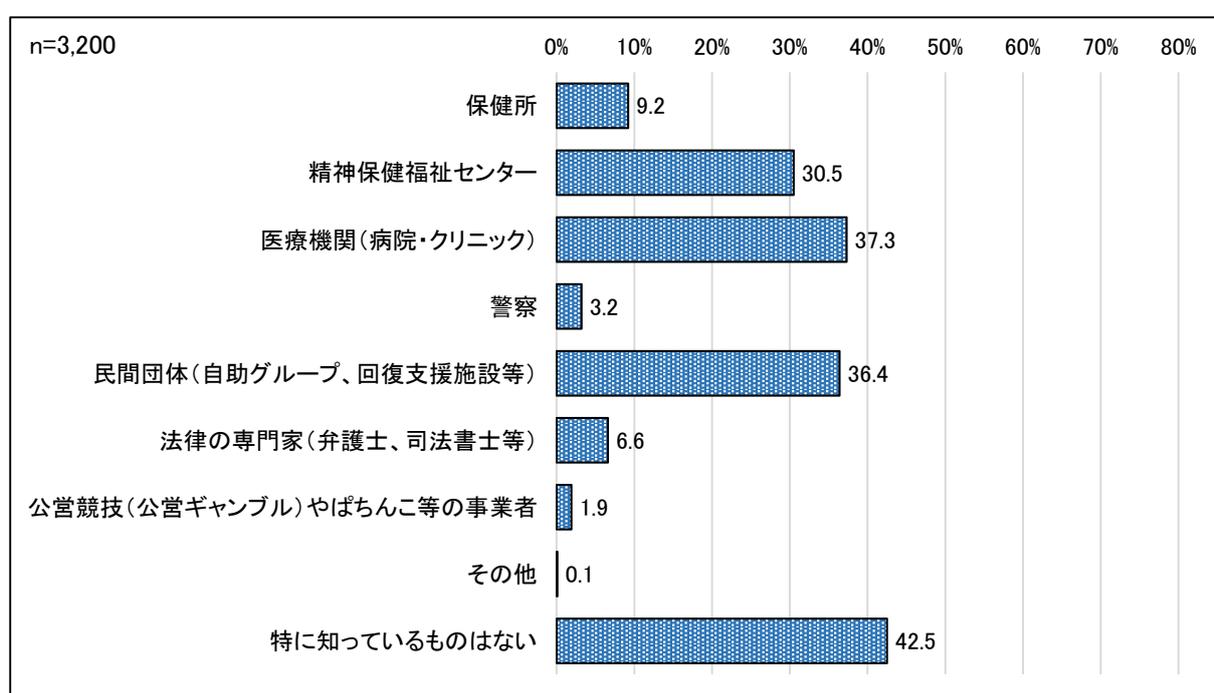


(7) 知っている支援機関・治療機関

Q10 ギャンブル等依存症の支援や治療等を行う機関として知っているものを次の中から3つまで選んでください。

ギャンブル等依存症の支援や治療等を行う機関として知っているものは、「医療機関（病院・クリニック）」が37.3%と最も高く、次いで「民間団体（自助グループ、回復支援施設等）」が36.4%、「精神保健福祉センター」が30.5%であった。また、「特に知っているものはない」は42.5%であった。

図表10. 知っている支援機関・治療機関（複数回答／3つまで）



<その他の回答（抜粋）>

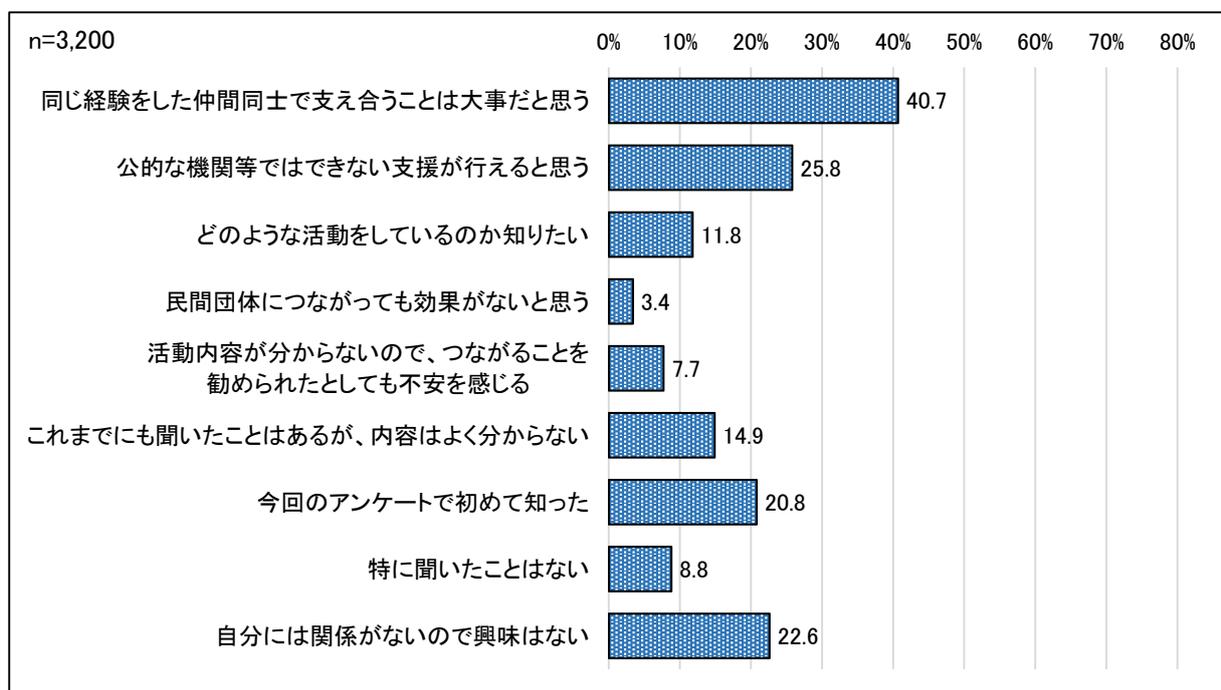
- ・ カウンセリング
- ・ ぱちんこ屋に貼ってある「ひとりで悩まないで」に相談。
- ・ 精神科や心療内科が適切な施設を紹介してくれる。

(8) 民間団体についての考え

Q 1 1 民間団体について、あなたの考えに近いものを次の中から選んでください。(いくつでも)

民間団体についての考えは、「同じ経験をした仲間同士で支え合うことは大事だと思う」が40.7%と最も高く、次いで「公的な機関等ではできない支援が行えると思う」が25.8%であった。また、「自分には関係がないので興味はない」は22.6%、「今回のアンケートで初めて知った」は20.8%であった。

図表11. 民間団体についての考え (複数回答)

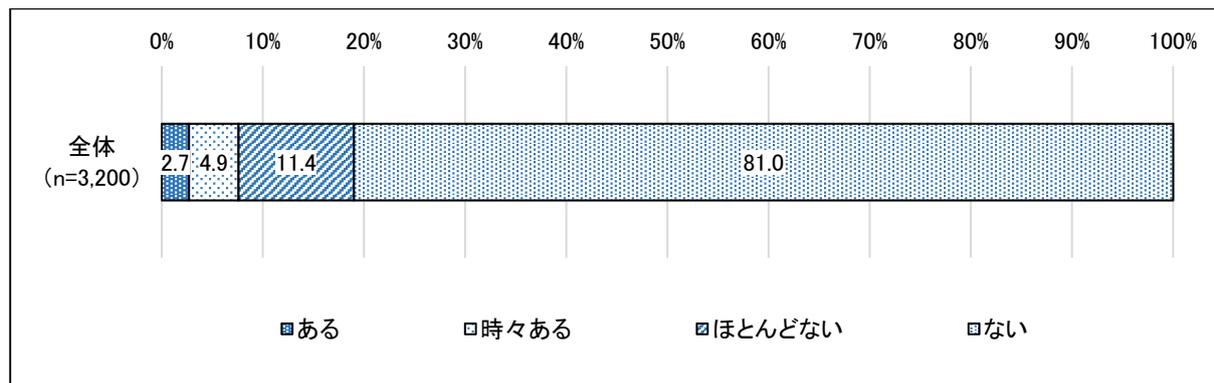


(9) 自分がギャンブル等依存症ではないかと思った経験の有無

Q 1 2 自分がギャンブル等依存症ではないかと思ったことはありますか。

自分がギャンブル等依存症ではないかと思ったことは、「ある」が 2.7%、「時々ある」が 4.9%、「ほとんどない」が 11.4%、「ない」が 81.0%であった。

図表12. 自分がギャンブル等依存症ではないかと思った経験の有無

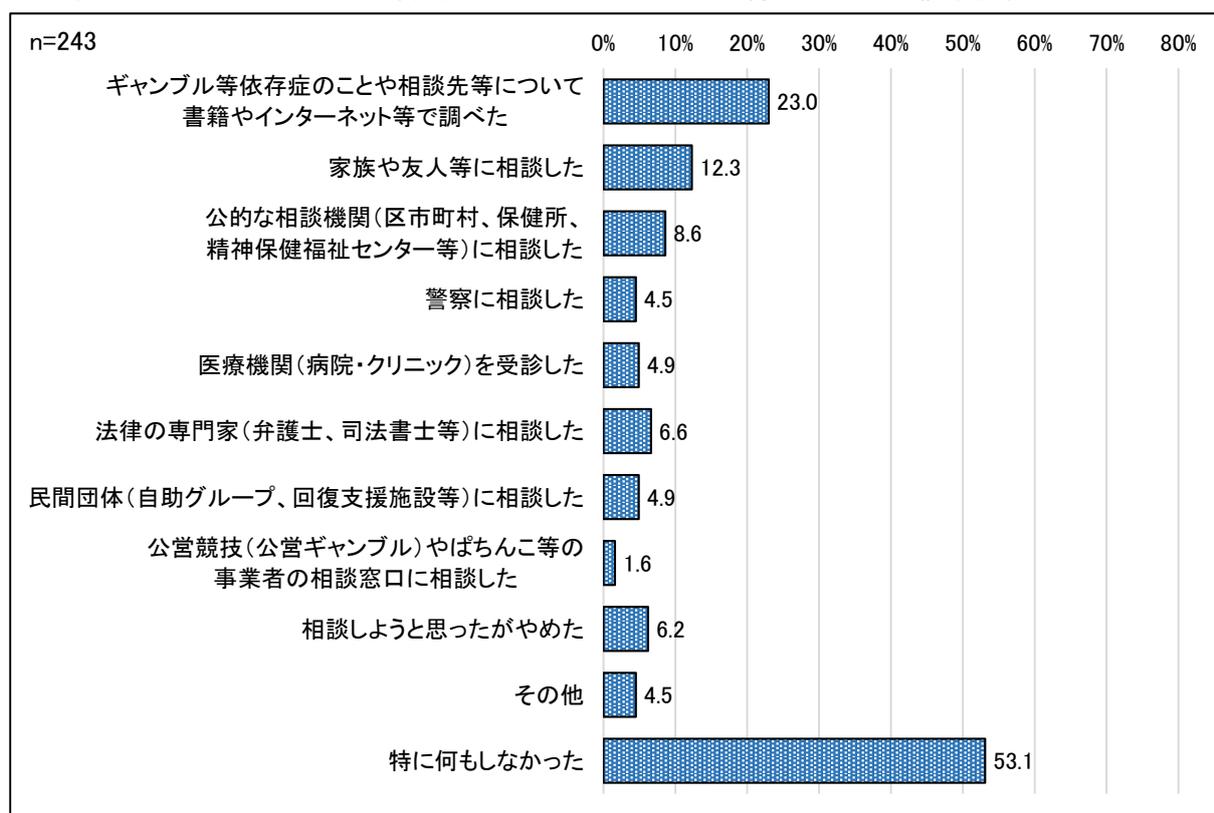


(10) 自分がギャンブル等依存症ではないかと思った際の対応

Q13 (Q12で自分がギャンブル等依存症ではないかと思ったことがある人のみ)
そのことで、どのような対応をとりましたか。次の中から3つまで選んでください。

自分がギャンブル等依存症ではないかと思った際にとった対応は、「ギャンブル等依存症のことや相談先等について書籍やインターネット等で調べた」が23.0%と最も高く、次いで「家族や友人等に相談した」が12.3%であった。また、「特に何もしなかった」は53.1%であった。

図表13. 自分がギャンブル等依存症ではないかと思った際の対応 (複数回答/3つまで)



<その他の回答(抜粋)>

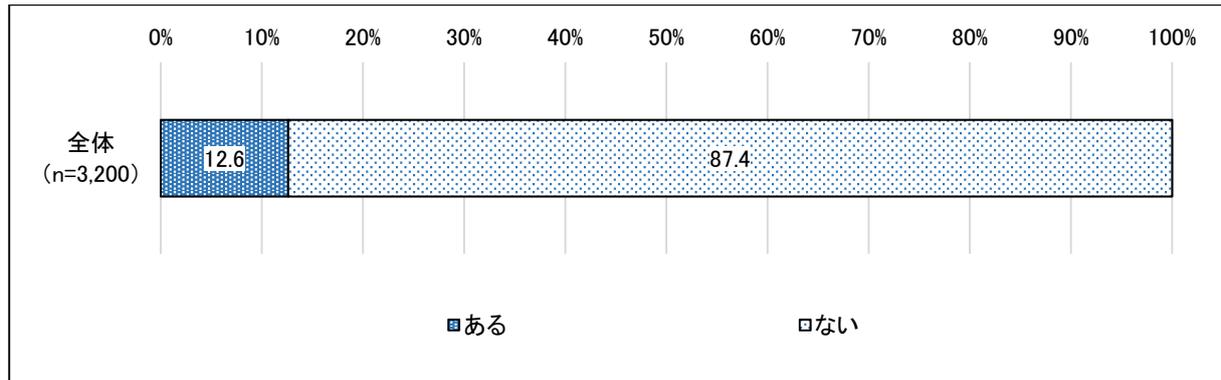
- ・過去に依存症だった人が立ち上げたブログを閲覧していた。
- ・別の趣味に集中できるように心がけた。
- ・生活環境が変わりやめられた。
- ・ギャンブルを全てやめた。
- ・気付いた時にはもう遅く借金返済ができなくなってしまった。自己破産の手続きをした。

(11) 身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思った経験の有無

Q 1 4 家族や友人等の身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思ったことはありますか。

身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思ったことは、「ある」が 12.6%、「ない」が 87.4%であった。

図表14. 身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思った経験の有無

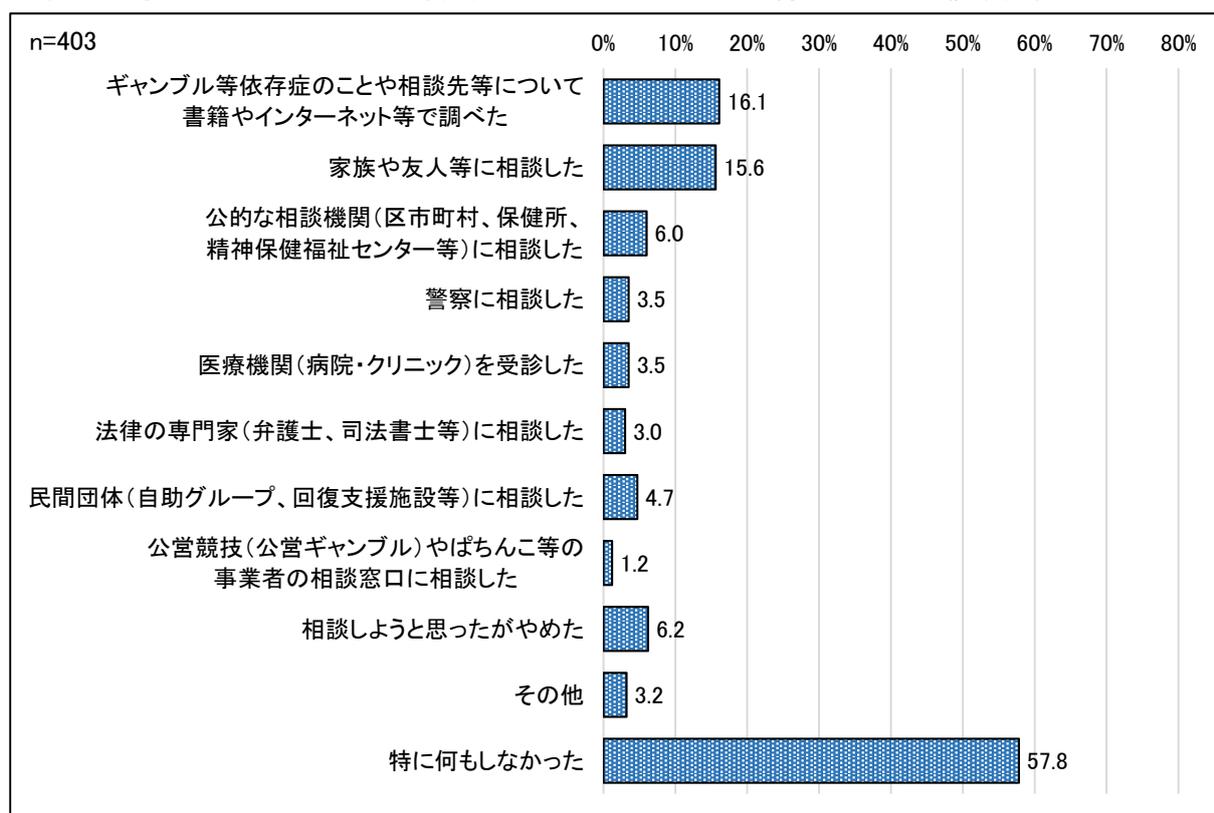


(12) 身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思った際の対応

Q15 (Q14で身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思ったことがある人のみ)
そのことで、どのような対応をとりましたか。次の中から3つまで選んでください。

身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思った際にとった対応は、「ギャンブル等依存症のことや相談先等について書籍やインターネット等で調べた」が16.1%と最も高く、次いで「家族や友人等に相談した」が15.6%であった。また、「特に何もしなかった」は57.8%であった。

図表15. 身近な人がギャンブル等依存症ではないかと思った際の対応 (複数回答/3つまで)



<その他の回答(抜粋)>

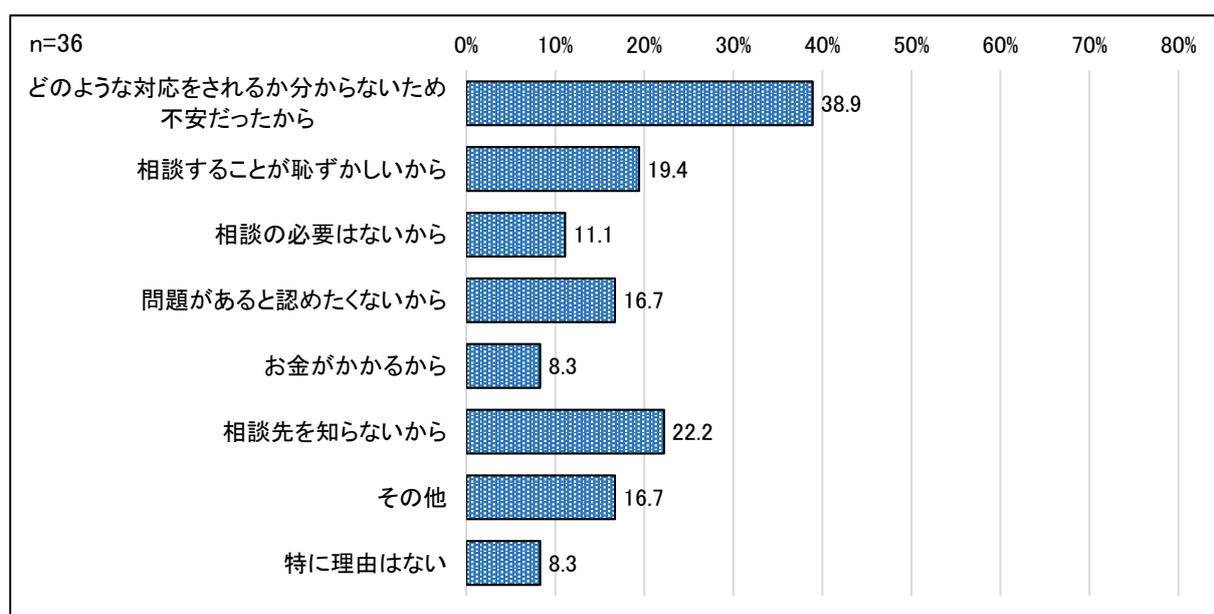
- ・離婚した。
- ・距離を置いた。
- ・小遣いを減らした。
- ・カウンセリング
- ・借金返済のために生活上の節約を徹底するようにした。
- ・叱った。
- ・借金の肩代わりをさせられた。

(13) 相談しなかった理由

Q16 ご自身又はご家族等のギャンブル等依存症（又はその疑い）について、「相談しようと思ったがやめた」と回答した方にうかがいます。相談しなかった理由を次の中から選んでください。（いくつでも）

ご自身又はご家族等のギャンブル等依存症について相談しなかった理由は、「どのような対応をされるか分からないため不安だったから」が38.9%と最も高く、次いで「相談先を知らないから」が22.2%、「相談することが恥ずかしいから」が19.4%であった。

図表16. 相談しなかった理由（複数回答）



<その他の回答（抜粋）>

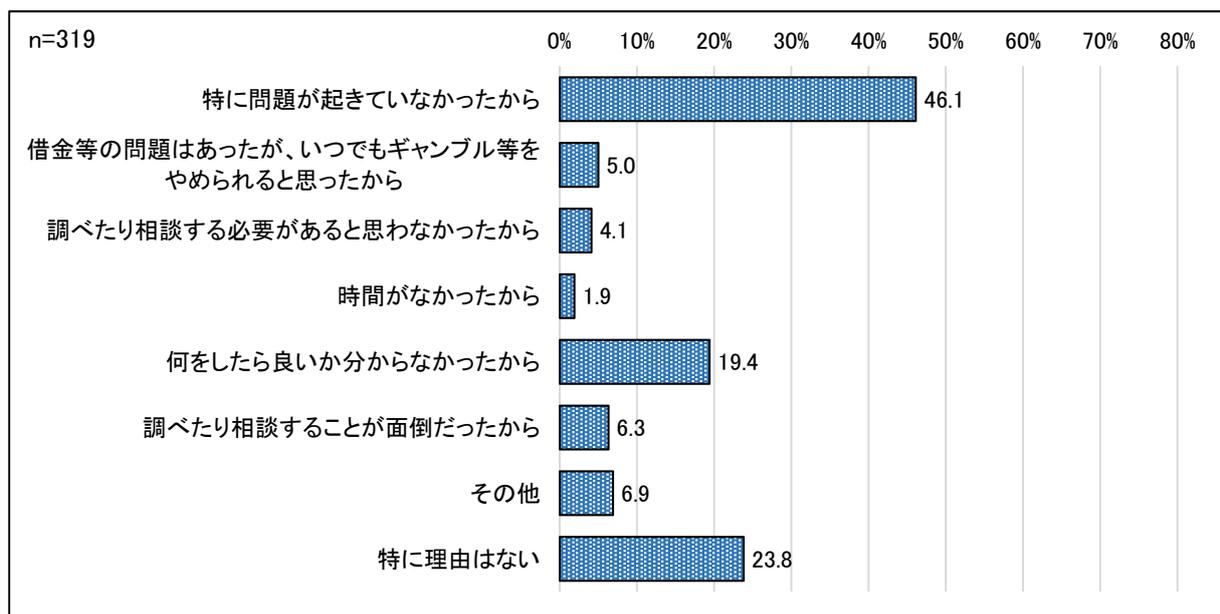
- ・本人が嫌がる、認めないから。
- ・本人が変わろうという意識を持たない限り、周囲がどんなに頑張っても気持ちが届かないと思ったから。
- ・離れて暮らしていたのでそこまで踏み込めなかった。
- ・相手の性格を知っているから。
- ・心配をかけたくないから。

(14) 何もしなかった理由

Q17 ご自身又はご家族等がギャンブル等依存症ではないかと思ったものの「特に何もしなかった」と回答した方にうかがいます。何もしなかった理由を次の中から選んでください。
(いくつでも)

ご自身又はご家族等がギャンブル等依存症ではないかと思ったものの何もしなかった理由は、「特に問題が起きていなかったから」が46.1%と最も高く、次いで「何をしたら良いか分からなかったから」が19.4%であった。また、「特に理由はない」は23.8%であった。

図表17. 何もしなかった理由 (複数回答)



<その他の回答 (抜粋)>

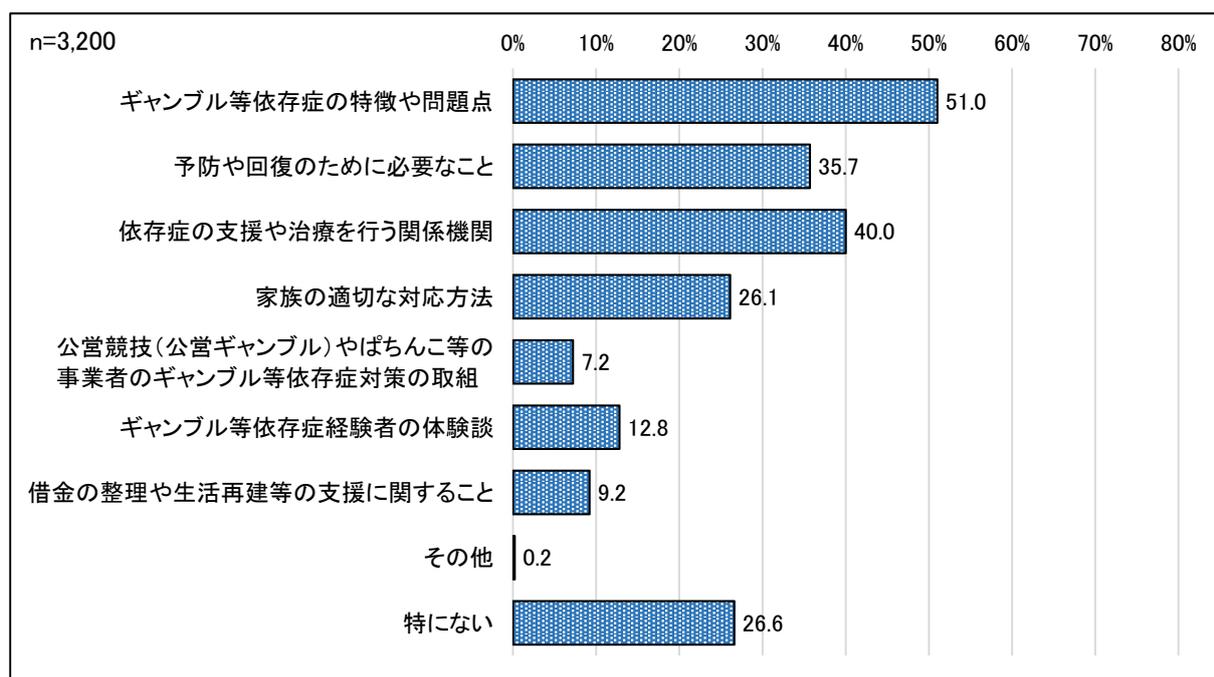
- ・当時、自分はまだ子供だったから対処法を知らなかった。
- ・自分にはどうすることもできないから。
- ・依存症ではないと、信じたいから。
- ・他人に知られたくなかったから。
- ・本人の問題だから。
- ・無駄だと思った。

(15) 知っておくと良いと思うもの

Q18 ギャンブル等依存症を理解するために知っておくと良いと思うものを次の中から3つまで選んでください。

ギャンブル等依存症を理解するために知っておくと良いと思うものは、「ギャンブル等依存症の特徴や問題点」が51.0%と最も高く、次いで「依存症の支援や治療を行う関係機関」が40.0%、「予防や回復のために必要なこと」が35.7%であった。

図表18. 知っておくと良いと思うもの（複数回答/3つまで）



<その他の回答(抜粋)>

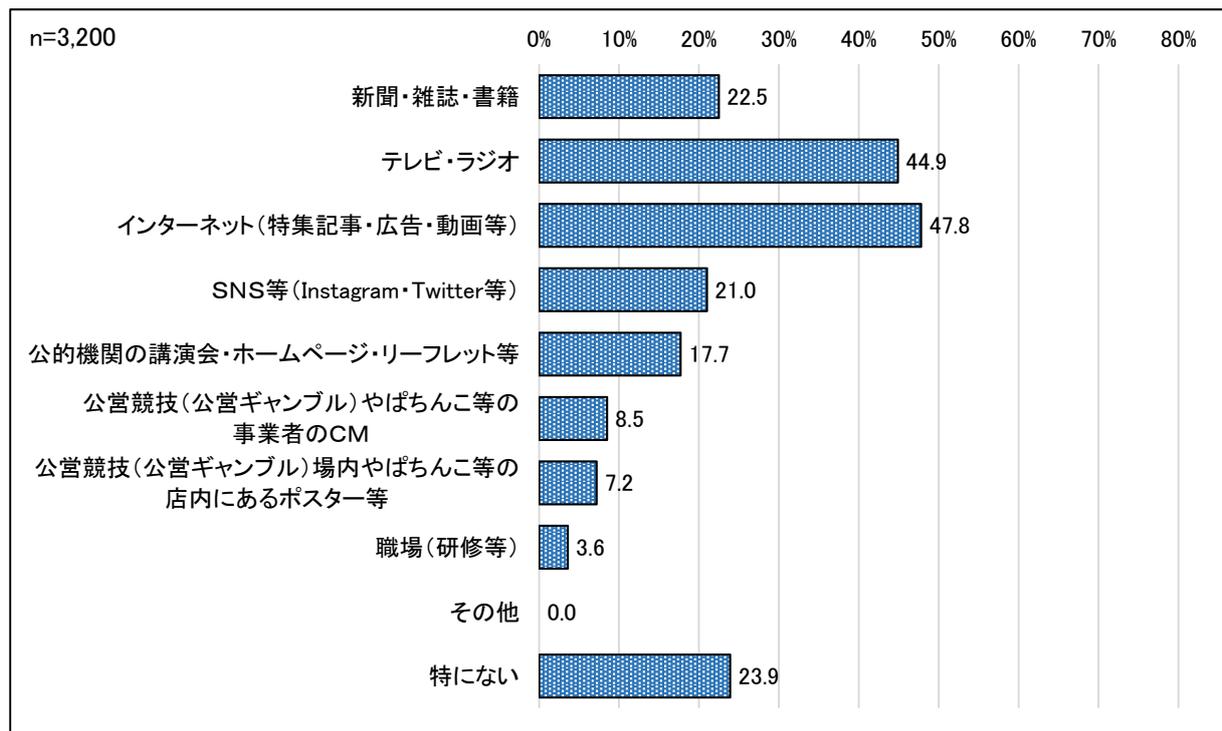
- ・ギャンブル等依存症になってしまう脳のメカニズム。
- ・一般人はギャンブルで勝ち越すことなどあり得ないということ。
- ・実際に経験しなければ本当に理解することはできないと思う。

(16) 情報を受け取りやすい媒体

Q19 ギャンブル等依存症の情報について、どのような媒体等だと情報を受け取りやすいか次の中から3つまで選んでください。

ギャンブル等依存症の情報を受け取りやすい媒体は、「インターネット（特集記事・広告・動画等）」が47.8%と最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」が44.9%、「新聞・雑誌・書籍」が22.5%であった。

図表19. 情報を受け取りやすい媒体（複数回答／3つまで）



<その他の回答(抜粋)>

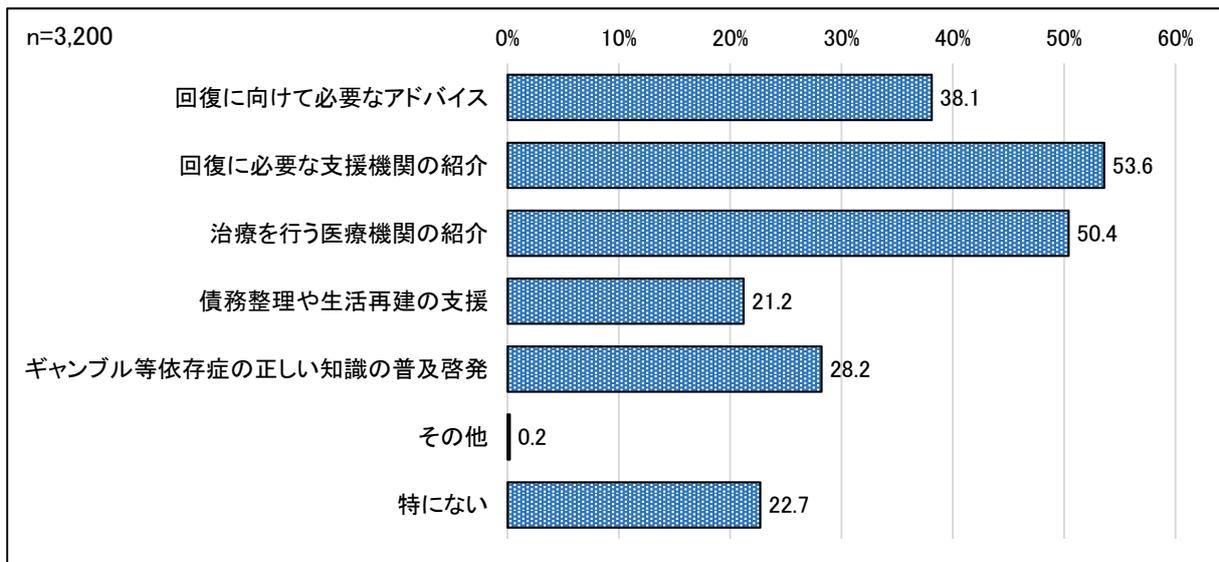
- ・学校での講話。

(17) 必要だと思う取組

Q20 行政におけるギャンブル等依存症の方や家族等への支援として、必要だと思う取組を次の中から3つまで選んでください。

ギャンブル等依存症の方や家族等への支援として必要だと思う取組は、「回復に必要な支援機関の紹介」が53.6%と最も高く、次いで「治療を行う医療機関の紹介」が50.4%、「回復に向けて必要なアドバイス」が38.1%であった。

図表20. 必要だと思う取組（複数回答/3つまで）



<その他の回答（抜粋）>

- ・ギャンブルを運営する公的機関が責任を持って対応すべき。
- ・行政のギャンブル等による収入を禁止する。
- ・ギャンブルそのものを禁止する。

根 拋 法 令 等

法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。
- 二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮）

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

（国の責務）

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。)は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

- 3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三条 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四条 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六条 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七条 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

- 2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員（次項において「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者（第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。）をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

（資料提供等）

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第九号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（ギャンブル等依存症対策推進関係者会議）

第三十二条 本部に、第二十五条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議（次条において「関係者会議」という。）を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

（事務）

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

※施行日：平成三十年十月五日

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応すべきである。

一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。

二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。

三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。

四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。

五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。

七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。

八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。

ギャンブル等依存症対策推進基本計画【概要】

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

I ギャンブル等依存症問題の現状

- 国内の「ギャンブル等依存が疑われる者」の割合：成人の0.8%（平成29年度日本医療研究開発機構（AMED）調査結果）

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等

- 発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
- 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
- アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮

III ギャンブル等依存症対策推進基本計画の基本的事項

- 推進体制：ギャンブル等依存症対策推進本部（本部長：内閣官房長官） 対象期間：平成31年度～平成33年度（3年間）
- 基本的な考え方

PDCAサイクルによる
計画的な不断の取組の推進

多機関の連携・協力による
総合的な取組の推進

重層的かつ多段階的な
取組の推進

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）における積極的な広報活動の実施
- 政府においては、全都道府県が速やかに推進計画を策定するよう促進

第二章 取り組むべき具体的施策（主なもの）

I 関係事業者の取組：基本法第15条関係

広告宣伝の在り方	・新たに広告宣伝に関する指針を作成、公表。注意喚起標語の大きさや時間を確保（～平成33年度）[公営競技・ばちんこ] ・通年、普及啓発活動を実施するとともに、啓発週間に新大学生・新社会人を対象とした啓発を実施（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ] ・本人申告・家族申告によるアクセス制限等に関し、個人認証システム等の活用に向けた研究を実施（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・インターネット投票の購入限度額システムを前倒し導入（平成32年度）[競馬・モーターボート]
アクセス制限 施設内の取組	・自己申告プログラムの周知徹底・本人同意のない家族申告による入店制限の導入（平成31年度）[ばちんこ] ・自己申告・家族申告プログラムに関し、顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討（～平成33年度）[ばちんこ] ・18歳未満の可能性のある者に対する身分証明書による年齢確認を原則化（平成31年度）[ばちんこ] ・施設内・営業所内のATM等の撤去等（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
相談・治療につなげる取組	・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援 [公営競技：平成33年度までの支援開始を目指す／ばちんこ：31年度に開始、実績を毎年度公表] ・ギャンブル依存症予防回復支援センターの相談者助成（民間団体の初回利用料・初診料負担）の拡充の検討に着手（平成31年度～）[モーターボート]
依存症対策の 体制整備	・依存症対策最高責任者等の新設、ギャンブル等依存症対策実施規程の整備（～平成33年度）[競馬・モーターボート] ・依存問題対策要綱の整備、対策の実施状況を毎年度公表（平成31年度～）[ばちんこ] ・第三者機関による立入検査の実施（平成31年度～）、「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による対策の強化（～平成33年度）[ばちんこ]

II 相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係

相談支援	・全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 [関係省庁] ・婦人相談所相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員等における支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症対策に関する各地域の消費生活相談体制強化（平成31年度～）[消費者庁] ・多重債務相談窓口・日本司法支援センターにおける情報提供・相談対応（平成31年度～）[金融庁・法務省] ・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成（平成31年度～）[法務省]
治療支援	・全都道府県・政令指定都市への治療拠点の早期整備（平成32年度目途）[厚労省] ・専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討（平成31年度～）[厚労省]
民間団体支援	・自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング等の活動支援に係る施策の改善・活用促進（平成31年度～）[厚労省] ・自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援（再掲）（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
社会復帰支援	・ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援（平成31年度～）[厚労省] ・ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援（平成31年度～）[法務省] ・受刑者・保護観察対象者等に対する就労支援（平成31年度～）[法務省]

III 予防教育・普及啓発：基本法第14条関係

- ・シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的かつ継続的に普及啓発（平成31年度～）[厚労省]
- ・特設ページ・SNS等を活用した消費者向けの総合的な情報提供。成人式などあらゆる機会を活用した、地域における普及啓発の推進（平成31年度～）[消費者庁]
- ・新学習指導要領や指導参考資料を活用した学校教育における指導の充実。社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進（平成31年度～）[文科省]
- ・金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発（平成31年度～）[金融庁]
- ・産業保健総合支援センターを通じた職場における普及啓発の推進（平成31年度～）[厚労省]

IV 依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係

連携協力体制 の構築	・各地域における包括的な連携協力体制の構築 [関係省庁] （専門医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業実施機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等が参画）（平成31年度～）
人材の確保	・医師臨床研修の見直し等 [厚労省]、医学部における教育の充実 [文科省]（平成31年度～） ・保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、作業療法士の継続的な養成 [厚労省] ・刑事施設職員、更生保護官署職員の育成（平成31年度～）[法務省]

V 調査研究：基本法第22条関係

- ・ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及（平成31年度～）[厚労省]
- ・個人認証システム・海外競馬の依存症対策に係る調査、ICT技術を活用した入場管理方法の研究（平成31～33年度）[競馬・モーターボート]

VI 実態調査：基本法第23条関係

- ・多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握（平成32年度）[厚労省]
- ・国民のギャンブル等の消費行動の実態調査を実施（～平成33年度）[消費者庁]
- ・相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握（平成31年度～）[公営競技・ばちんこ]
- ・ギャンブル等依存症が児童虐待に及ぼす影響の調査（平成31年度～）[厚労省]

VII 多重債務問題等への取組

- ・貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び的確な周知の実施（平成31年度～）[金融庁]
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化（平成31年度～）[警察庁]

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和4年変更【概要】

第一章 基本的考え方等

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組

I-1～3 公営競技における取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・インターネット投票におけるアクセス制限の強化
- ・競走場・場外発売所のATMの完全撤去
- ・相談体制の強化
- ・依存症対策の体制整備

I-4 ぱちんこにおける取組

- ・全国的な指針を踏まえた広告・宣伝の抑制
- ・自己申告・家族申告プログラムの運用改善、利用促進に向けた広報の強化
- ・ぱちんこ営業所のATM等の撤去等
- ・相談体制の強化及び機能拡充のための支援
- ・地域連携の強化

II 予防教育・普及啓発

- ・効果的な普及啓発の検討及び実施
- ・依存症の理解を深めるための普及啓発
- ・消費者向けの総合的な情報提供、青少年等への普及啓発
- ・学校教育における指導の充実、金融経済教育における啓発
- ・職場における普及啓発

III 依存症対策の基盤整備・様々な支援

- ・各地域の包括的な連携協力体制の構築及び包括的な支援
- ・都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進
- ・相談拠点等における相談の支援
- ・その他の関係相談機関における体制強化 等
- ・全都道府県・政令指定都市における専門医療機関等の早期整備を含む精神科医療の充実
- ・自助グループをはじめとする民間団体への支援
- ・就労支援等や生活困窮者支援などの社会復帰支援
- ・医師の養成をはじめとする人材の確保

IV 調査研究・実態調査

- ・精神保健医療におけるギャンブル等依存症問題の実態把握 等
- ・関係事業者による調査及び実態把握

V 多重債務問題等への取組

- ・貸付自粛制度の適切な運用確保及び制度の周知
- ・違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会設置要綱

令和2年7月9日付2福保障精第457号

(目的)

第1条 東京都におけるギャンブル等依存症対策を推進するため、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）第13条に規定する都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画として策定する東京都ギャンブル等依存症対策推進計画（以下「推進計画」という。）の内容に関する検討を行うことを目的として、東京都ギャンブル等依存症対策推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 策定委員会は、推進計画の策定について、必要な検討を行うものとする。

(構成)

第3条 策定委員会は、次のうちから、東京都福祉保健局長（以下「福祉保健局長」という。）が委嘱する委員で構成する。

- (1) 医療関係者
- (2) 民間団体等関係者
- (3) 法律関係者
- (4) 事業者団体等関係者
- (5) 行政関係者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から推進計画の策定までとする。

- 2 委員の欠員により補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を代表し会務を総理する。

(副委員長)

第6条 策定委員会に、委員長の指名により副委員長を置く。

- 2 副委員長は、委員長に事故があるときに、その職務を代行する。

(会議)

第7条 策定委員会は、福祉保健局長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の過半数の出席がない場合は、開催することができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 福祉保健局長は、第3条に定めるもののほか、必要に応じて策定委員会に委員以外の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 5 策定委員会は、公開する。ただし、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。

令和3年度
登録番号(4)329

東京都ギャンブル等依存症対策推進計画

2023年(令和5年)2月 第1刷発行

編集・発行 東京都福祉保健局総務部企画政策課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)4019 FAX 03(5388)1401
東京都ホームページ <http://www.metro.tokyo.jp/>

印刷 シンソー印刷株式会社
〒161-0032 東京都新宿区中落合一丁目6番8号
電話 03(3950)7221



リサイクル適性(B)
この印刷物は、紙へ
リサイクルできます。

